

平成30年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第2号

平成30年12月7日(金曜日)

議事日程第2号

平成30年12月7日(金曜日)

〈午前10時00分 開議〉

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番	平澤	惣一郎	君	2番	東野	恭行	君
3番	山本	剛	君	4番	吉川	慶一	君
5番	五十嵐	健一郎	君	6番	滝川	正義	君
7番	佐藤	孝	君	8番	新保	峰孝	君
9番	田原	実	君	10番	保坂	悟	君
11番	笠原	幸江	君	12番	斉木	勇	君
13番	中村	実	君	15番	田中	立一	君
16番	古川	昇	君	17番	渡辺	重雄	君
18番	松尾	徹郎	君	19番	高澤	公	君
20番	吉岡	静夫	君				

〈欠席議員〉 1名

14番 大滝 豊 君

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	兼	務	長	藤	田	年	明	君										
副	市	長	木	村	英	雄	君	市	民	部	長	兼	務	山	本	将	世	君							
産	業	部	長	見	辺	太	君	総	務	課	長	渡	辺	成	剛	君									
企	画	定	住	課	長	渡	辺	孝	志	君	財	政	課	長	大	沢	喜	昭	君						
能	生	事	務	所	長	土	田	昭	一	君	青	海	事	務	所	長	猪	又	功	君					
市	民	課	長	小	林	正	広	君	環	境	生	活	課	長	五	十	嵐	久	英	君					
福	祉	事	務	所	長	川	合	三	喜	八	君	健	康	増	進	課	長	横	澤	幸	子	君			
商	工	観	光	課	長	大	嶋	利	幸	君	農	林	水	産	課	長	池	田	隆	君					
建	設	課	長	五	十	嵐	博	文	君	復	興	推	進	課	長	斉	藤	喜	代	志	君				
会	計	課	長	大	久	保	岳	生	君	ガ	ス	水	道	局	長	木	村	清	君						
消	防	長	丸	山	幸	三	君	教	育	長	田	原	秀	夫	君										
教	育	次	長	井	川	賢	一	君	教	育	委	員	会	こ	ど	も	教	育	課	長	石	川	清	春	君
教	育	委	員	会	こ	ど	も	課	長	兼	務														
教	育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長	教	育	委	員	会	文	化	振	興	課	長				
中	央	公	民	館	長	兼	務	小	島	治	夫	君	博	物	館	長	兼	務	磯	野	茂	君			
市	民	図	書	館	長	兼	務						市	民	会	館	長	兼	務						
監	査	委	員	事	務	局	長	伊	藤	章	一	郎	君												

〈事務局出席職員〉

局	長	松	木	靖	君	次	長	山	川	直	樹	君
主	査	上	野	一	樹	君						

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、大滝 豊議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、9番、田原 実議員、19番、高澤 公議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、昨日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

昨日、議会運営委員会が開かれておりますので、ご報告いたします。

糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築工事の関係で、契約の締結として、議案第104号、（建築）工事及び議案第105号、（機械設備）工事の2件が追加提案されることになります。

これにつきましては、一般質問最終日の12月11日に追加提案され、所管の常任委員会に付託の上、審査願うことといたしました。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．一般質問

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、一般質問を行います。

発言通告者は13人ですが、議事の都合により、本日5人、10日5人、11日3人を予定しております。

一般質問の質問時間は、答弁を除き1人30分であります。

所定の時間内に終わるよう簡潔に、要領よくお願いいたします。

また、質問は通告の範囲にとどめるよう、ご協力をお願いいたします。

通告順に発言を許します。

笠原幸江議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

おはようございます。清政クラブ、笠原幸江です。

通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

1、通行どめになっている林道入山線について。

8月中旬から落石により、通行どめとなっている林道入山線は、高浪の池経由で通行可能になっています。しかしながら、瀬野田経由では、落石処理がされてなく危険なため通行できません。春の新緑、躍動感あふれる夏、秋の紅葉と山の幸など四季折々に姿を変え、地域住民は訪れる観光客の元気を暮らしの中に取り込みながら生活をしています。

年々高齢化と過疎化が進んでいる地域の希望となっている小滝川ヒスイ峡。身近にあるヒスイ峡は世界ジオパークの貴重なサイトとして、本市にとっても価値あるところであります。地元の人たちは、20トンもの落石は、今まで経験したことのない歴史の中になかったことと驚いています。調査の進行状況とあわせて、以下の項目を伺います。

- (1) 現在、調査が進行中とお聞きしています。その進捗状況はどうなっているか。
- (2) 8月中旬から3カ月間、観光シーズンに間に合わなかったのはどうしてなのか伺いたい。
- (3) 大糸線を利用して、訪れる方たちに対しての対策はどのようになっているか伺いたい。
- (4) 市民の期待はもちろん、訪れる観光客のためにも、明星山の大絶壁と、小滝川ヒスイ峡の魅力は今後も生かすために、瀬野田からの道路を廃道にしないようにしていただきたいが、いかがか。

2、次期一般廃棄物最終処分場について。

新処分場は、大野地内（大野最終処分場の下流側）にある市有地に設置し、平成33年度から平成47年度までの15年間。埋め立て対象物は「焼却飛灰、不燃物処理残渣」であり、形式は、被覆型（クローズド型）の最終処分場。運営方法は公営方式として現在進められています。

平成21年3月に最終処分場への搬入が中止となってから、市外に埋め立てごみを搬送し、処理されていた経過を見ても、市内に最終処分が再開されることは、適正な機能を有した施設としても、環境面においても大切なことと考えます。市内で出されたごみは市内で完結するのが基本であります。それらを踏まえ、以下の項目を伺います。

- (1) 分別方法の早期対策の進捗状況はどうなっているか。市民への周知はいつごろとしているか。
- (2) 焼却飛灰の定義と不燃物残渣の定義について、伺いたい。
- (3) 新処分場の環境保全に関する協定書について、地元住民と協議をされていると存じますが、進捗状況はどうなっているか。

1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

笠原議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の 1 点目につきましては、11 月 9 日から 2 月 6 日までの工期で、業務委託をいたしており、斜面の安定性評価と不安定な転石対策工の検討を行っております。

2 点目につきましては、落石直後に行った緊急点検では、草が茂って、目視が困難であり、斜面の安全確認ができないことから、落葉後の 11 月に詳細点検を行うこととし、交通どめを継続させていただいたものであります。

3 点目につきましては、当市や糸魚川市観光協会のホームページやフェイスブック等により、周知を行っております。

4 点目につきましては、安全に通行していただくことを前提に必要な調査を行っており、その結果を踏まえ、ハード・ソフト対策をあわせて実施してまいります。

2 点目の 1 点目につきましては、次期ごみ処理施設の稼働に伴う分別方法の変更は、地域でのごみ分別説明会などの機会を捉えて概略を説明しておりますが、施設可動前には広報等を通じて市民周知を行う予定であります。

2 点目につきましては、焼却費灰は排出前の煙から集められた灰であり、不燃物残渣は収集した燃やせないごみの中から資源物を選別した後に残ったものであります。

3 点目につきましては、27 年 12 月に大野区と一般廃棄物最終処分場の環境保全に関する協定書を締結いたしており、その協定書に基づき、維持管理を行うことを大野区からご了承いただいております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11 番（笠原幸江君）

2 回目の質問に入らせていただきます。

まず、この 1 番、（1）なんですけれども、先ほど市長のほうから説明いただきました。大変大きな石、ただの大きな石というよりも 20 トンという大きなものであります。

常に市長は、ジオというのは危険なところも背中合わせ、要するに隣り合わせにあるものがジオなんだという話をよくされております。

しかしながら、このお写真なんです、こういう大きな 20 トンという石は、地元に住んでる方たちは初めてだと。こんなに大きいのが落ちてくるとは誰も考えたことないし、今までも見ることがなかったという話をされております。こういうものが危険と隣り合わせであれば、これは大変なことだなということを私も現地に行かせていただいて、感じ取ってきました。

ところが、実は、落石防止柵をしてあるところは何でもないんですが、落石防止柵がしてないところ、これ落石防止柵がしてあってもこれだけのものは耐えられないだろうなという、飛び越えて

道路のほうに落ちてくるのではないかなということを感じてきました。建設産業の委員会の中でも状態、図面で出されておりました。確かに大変な状態で、絶壁のすぐところから落ちたのではなく、少し離れたところから、上のほうから落ちてきてるとということが図面では出されておりましたので、要するに、すぐそばから落ちたのではなくて、上のほうからゴロゴロと落ちてきたのかなというのを想像してました。

今、説明いただきました1番と2番については、そういう事由で11月9日から2月6日ということなんですけれども、降雪時期に入ります。今実際に、測量とか調査とかやっているものなのかどうか、まずそこを聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田農林水産課長。〔農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○農林水産課長（池田 隆君）

おはようございます。

市長がご説明をさせていただきました、その点検につきましては、現在、現地のほうへ入っております。恐らくもうそろそろ終わる時期だというふうに考えておりますが、今、そのコンサルの業者に聞いてみますと、大体、危険と思われる箇所が150ぐらい、50カ所ぐらいあるんだそうです。それを今度レベルで、危険度ごとにレベル判定をして、恐らく最も危険なレベルというのが30カ所程度考えられるということであります。その調査を踏まえて、じゃあその危険な岩をどういうふうにすればいいのか、そこへとどめるのがいいのか、また、その工法はどうか。そして、危険なものを落としてしまえば、それは危険でなくなりますので、それらを含めて今後の対策について検討をさせていただきたいと思っております。

また、こういう大きな石が落ちてくるというのは、今、議員さんからも話があったように、全然想定を超える大きな石でありました。今後も定期的な点検といいますか、そういうことも必要でないかということも合わせて、今後の管理計画についても検討をさせていただきたいということであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

それらの調査経過みたいなものを地域の皆さんに説明に入られるとは思いますが、役員の方たちだけでなく、広く地域の皆さんに説明の機会を捉えていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田農林水産課長。〔農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○農林水産課長（池田 隆君）

一度、緊急点検の後に、地元の皆さんに説明をさせていただきました。それは今、議員がおっしゃるように地元の役員さん方を中心に説明をさせていただいたわけでありますが、今回のコン

サル調査が終わった後については、今ほどご意見・ご提言をいただいたように広く皆さんからもご理解をいただくという観点から、もう少し範囲を広げるべきだというふうに考えております。そういうふうにさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

よろしく願いいたします。

それで、展望台のところで、もう通行どめになってるんですが、展望台のところに案内看板が出てます。案内看板を見ますと、おいでになった方、何あの石、ころころと転がってるだけだけど、どうなっちゃってるの、あの石まだなかなかどけていただけないのというような看板の写真です。できたら春になって、まだ時間かかるようだったら、これです。これをせっかく看板があるんだから、看板のところに今いろんな手法を使って、別に看板に写真張りつけるでもラミネートとかいろいろすれば、普通の写真でもきっちり大きさに張れるようになってますので、これを視覚に訴えるような、せっかくおいでになったんだけれども、こんな大きな石で今通れないんですよというようなものを書きかえていただきたいんですけど、いかがでしょうか。今の看板は悪くはないんですけども、こういう石じゃないんです。ころころ転がってる石だった。そうじゃなくて、これが一番いいと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田農林水産課長。〔農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○農林水産課長（池田 隆君）

確かに展望台のところからは、その大きな石は目視できませんし、看板のところに今、議員が示していただいたような写真をもって、これだけの危険な石が落ちてきたんですと。よって、通行どめにさせていただいておりますというようなことがわかるように工夫させていただきたいと思いません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

それから、この石の落ちたところというのが、展望台の近くじゃないんです。瀬野田から回ってきたほうの1.5キロと資料には書いてありました。1.5キロの地点のどこ、いわゆる瀬野田のほうから行ったとこのほうが早いんでって、あるんです。それまで展望台越えてもしばらくは、ここへ来るまでに随分時間を要します。そうしますと展望台もいいんですけど、もうちょっと遊歩道というか、そこまでは行けますよ。どうしてもここからはだめですよというところまでは通行どめにしていただいて、こんな石があるから行けませんよ。だけど、もう少し絶壁を見るには、車をおりて、歩いていけるような策というのは、とれないもんなんでしょうか。それを伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田農林水産課長。〔農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○農林水産課長（池田 隆君）

確かにヒスイ峡の展望台のところからずっと明星山を眺めていく景色というのは、素晴らしいものだというふうに私も感じております。

先ほどもお答えをさせていただいたように、本当に今までの想定を超える大きな石が落ちてきました。本当に8月16日だったんですが、その石を見て、肝を冷やしたところであります。こういうことが起こり得る入山線でありますので、まずは調査をして、そして安全を確認すれば、その範囲で通行を可能にしていきたいと思えますし、まずは調査を踏まえてどういう対策ができるのか、安全なのかというのを検討させていただいた上での対応とさせていただきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

商工観光課長にお伺いいたします。

商工観光課長は、今のような状態は、現地に行って確認されましたでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長 〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

おはようございます。

私、直接は現地に行っておりませんが、職員からの報告を受けたり、あと道路管理者である農林水産課と調整を図る中で状況を踏まえております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

お願いがあるんですが、課長もぜひ足を運んでください。そうしますと、高浪の池経由、それから、あそこは今通行どめになってます瀬野田のところから回遊できるようになると。とても高浪の池経由だと距離がありまして、瀬野田からの行く距離と車で行くと倍ぐらい、高浪の池へ行くまでに。それから、フィッシングパーク、それから展望台となっております。

実は、3番目のところに書いておいたんですけど、大糸線を利用して、いわゆる世界ジオパーク、日本の国の石ヒスイ、これのパワースポットということで、大糸線を利用されておられる方がいらっしやるそうで、私、直接はお会いしておりません。地域の方にお聞きしました。大糸線をおりて、歩いてくるそうです。橋のところまで行ったら通行どめになってたと。電車の都合もあるんで、とても歩いて、徒歩でなんかは行ける距離じゃないんです。車ででも時間かかる場所なんです。ぜひ課長どうですか、行かれてみていただけませんかでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

落石の現場、直接はそこは見ておりませんが、迂回したルートですとか、距離があることも承知しておりますし、今回、宝石の国展ということで、高浪の池がフォトラリーの1カ所になっておりまして、徒歩でおいでになった方もいらっしゃるというように聞いておりますので、現地に足を運んで、確認をさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

それで、小滝の駅に立ち寄られました。私、行ってきたんです。大変懐かしいトイレと、それからジオサイトの看板が、駅おりてすぐあります。そのジオサイト、小滝の案内看板が出てる。これ当市の関係です。JRさんが立てたわけではありません。当市がしっかりした看板を立ててある。そこに大糸線からおられた方に今通行どめになってますよと。とても残念なんですけれど、ここでとまって、こんな石が落ちて、とてもこの近まで歩いて瀬野田経由では参れませんか。歩いてるんですからね。とっても大変な作業ですので、その看板に何かお知らせをしていただくようなことというのはできないもんなんでしょうか。私、ぜひしていただきたいと思うんです。ありがたいことに、大糸線を利用しておりて、パワースポット、あるいはヒスイの原石を見たいとグループでおいでになる方がいらっしゃる聞いてます。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

議員おっしゃるとおり、小滝駅から来られる方に対して、誘導看板と解説板が一緒になった地図が表示してあります。今回の通行どめを踏まえまして、県道と市道の三叉路には通行どめの表示ですとか、あとホームページ、フェイスブック等で周知をしておるところですが、おっしゃるとおり駅前の誘導看板には表示がありませんでした。今回、改めて現地を再確認させていただきまして、ちょっと時期が遅くなったんですけども、対応をとらせていただいたところでございます。今回のようなことがないように、今後、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

歩いてる方、戻ってきて、途中で地域の方にお会いして、どうしたね。いや、行っただけんさ、橋まで行っただけん、とっても通行どめで回れんわ。そうかね、そうかね。じゃあ俺、車で案内してやるわねと、そういう方も地域のおもてなし動いてるんですよ。誰にも言われてやってるわけ

じゃなくて、それは気の毒だわねと。それで連れてって、それでまたお連れして帰ってくるという、そういう精神の強い方がいらっしやって、せっかくおいでになってる方たちを大事にしてるとい
か、おもてなしをしてるといことがありますので、そういう方も、そら1年中、来てるわけでは
ないけど、たまにおいでになった方と遭遇したときに、連れてってあげたりとか、そういうご努力
をしてる方が地域にいらっしやいますので、ぜひつけていただくということなので、そこでもしか
したら大糸線でまた、お帰りになるかもしれませんけど、歩くには余りちょっときつ過ぎますので、
多分、瀬野田経由で回られてたそうです。行きたいということで来たけど行かれなかった。

それから、林道部の上のほうには、電源施設があるの皆さんご存じですよ。この方たちも今、
瀬野田回りができないので、とても苦勞されてますけれども、その人たちからは何か、苦情とはな
いけれども、そういう方たちも材料を運んだりして、とても不便を感じておりますので、その電
源のところまで行く距離の間をどうするかということも皆さん、庁内で検討していただきたいん
ですけど、いかがでしょうか。課長、どんなもんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田農林水産課長。〔農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○農林水産課長（池田 隆君）

この林道入山線につきましては、観光客の皆さん、それから地元の皆さん、今ほど議員からお話
のあった発電所関係の皆さん、また、工事の皆さん、多くの方からご利用をいただいております。
工事関係者だとか、発電所の皆さんからは、苦情めいたお話というのは、実際は入っておりませ
んけども、想像できるのは、やはりかなりの距離を高浪経由で回っておられて、不自由されておる
というのはお察しできますので、できるだけ早く、この入山線の調査を終え、そして、必要な対策を
講じ、安全に通行できるようにしていくというのが今、役割ではないかというふうに考えておりま
す。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

入山線について、市長にどうしてもお気持ちをお聞きしたいんですけども、大変ジオパーク、
あそこはもう回遊して、道路も道幅も狭いところある。でも県のおかげとか、皆さんの努力とかで、
大分あそこは多額なお金をかけて整備をされてきてます。行くたびに道路脇というか絶壁側のほ
うには、車どめを、安全なもの柵ができたりとか、どんどん工事が進んでるのを目の当たりにし
ます。ですから、あの道路を、瀬野田のこの石が、こんなに大きいのが石ができたから、もうこの
ままにしといて、ここの通りを、ここにも柵ありますけど、こういうのも本当はなかったんですけ
ども、地域振興局さんのおかげとか、市の職員の皆さんのおかげでこういうふうに立派になって、
お金も多額の費用もかかってます。落石防止も外したり、ついたり、本当大変なご努力をされてい
る事業者の方もいらっしやいます。ぜひ廃道にだけはしないでいただきたいんですけど、市長の、
先ほどもお話しして、これから調査してということなんですけども、廃道だけは考えていただきた
くないんですけども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今ほど課長が申し上げたとおり、やはりまず調査が大事だと思っております。その後に、今調べた中では150カ所というのを、今、私も聞いておるわけではありますが、本当にそういったところをしっかりと調べながらどうするかというのは、これから決めていきたいと思っております。以前から、もう本当に年に何度もなく庁内会議においては、その石が落ちたところで、すぐみんなで協議をしながらどうすりゃいいんだという話はさせていただいております。

また、今、我々、非常に広範囲な林野を持っておりまして、そういったことを考えたときに、小滝川の上流というところは非常に災害が発生するところがございますので、土石流災害のことを考えてもやはりしっかりした道路が必要であるわけでありまして、今その道路を使って作業をさせていただいてる部分もあるわけでもありますので、我々といたしましては、やはりそれを続けたいのはやまやまでございますが、調査をしっかりして、安全でないとはやはり私は、一般開放というのは難しいのかななどと考えております。

そのようなことで、今の段階では、その状況を見ながら判断をしていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

関係者の方からお手紙いただいてまして、大雨とか強風のときは、私たちが、地域の私たちが、地区民が協力して、交通どめの看板出したりとか、それから見てきてほしいと言え、そこまで行って、見てきますと。そういうものをしっかりと、私たち地区民が頑張るってやりますというお手紙もいただいておりますので、職員だけでは行ったり、あそこまで走って行って、看板つけたりとかロープ張ったりというのは大変な作業であります。でも、地域の皆さんがご協力をしてくださいますよ。しっかりとやりますとお話しされておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

2番目の一般廃棄物、次期一般廃棄物処分場についてですけれども、これは市の職員のヒューマンエラーから始まった大野地区の皆さん、とても迷惑をおかけした事案であります。また、市民の埋め立てごみ、これも市民にとっては大変せつない思いでありました。21年の3月に搬入中止となりましたけれども、もう9年たちます。28年の9月には、一般廃棄物最終処分場の事業の経過と再発防止対策が作成されて、再発防止策として4項目上げております。

人為的による再発防止策はもちろんのこと市民や議会に対して情報の公開。それから必要な事項など説明を随時行い、十分な情報を得られるよう配慮し、それから、またホームページなどにより、積極的に広く情報公開に努めると。この再発防止対策の中にうたわれて、今もホームページにこの防止対策は公表されております。

しかし、その中で、今進められている一般廃棄物最終処分場の、この分別方法をまず市民がわかりやすいようにやる、説明、地区に入ってやってるということなんですけれども、最終的にはいつご

ろつくられますか。こういうものはいつごろ市民の皆さんに全戸配布になれるか、予定されてるか、まずその目途となる、月でもいいですけれども、いつごろになるかを聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

一般廃棄物の分別方法の変更につきましては、現在、建設を進めている新しいごみの焼却施設の稼働に合わせて変更するというふうに今計画しているところでございます。その変更の項目については、廃プラスチック、ゴム、革について、今現在、埋め立てる、燃やせないごみの分別を燃やせるごみのほうへ変更するという内容でございます。

それで、今ほど議員おっしゃった分別のガイドブック等については、新しいごみ処理施設が、32年の4月稼働予定でございます。ですから、31年度中にごみのカレンダー等を毎年発行しておりますし、分別のガイドブックについては、31年度中のおおむね2月から3月ぐらいに全戸配布というふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

予定をありがとうございます。

実は、このカレンダーの中を燃えないごみ、いわゆる埋め立てごみ171種類あります。本当に細かく書いてありますので、これの中から今度、埋め立てごみのほうに持っていかれる、燃えるごみは、今お話しされた、ゴムとかかばん、革製品なんか燃えるというんですけども、要するに埋め立ての中に哺乳瓶とか、それからコップ、ガラス、入れ歯もあるんです。入れ歯も埋め立てごみになってるんです。これらは、しっかりと分けられて、中間処理施設へ持っていかれて、それから最終処分場のほうに私は持っていくもんだと思っておるんですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

埋め立てごみ、燃やせないごみのほうへ出された廃棄物につきましては、今、議員おっしゃったように中間処理事業者のほうで、さらにそこで手分別をさせていただいて、ガラス、陶磁器、プラスチック、金属等については、それぞれセメントの原燃料にしたり、また、金属については、金属の扱う事業者のほうへ売却したりしております。

ですから、燃やせないごみに出たものについては、全て埋め立てるというのではなくて、分別した後、分別し切れない、いわゆる不燃残渣というものについて、埋め立てをしようという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

もう一度お願い。埋め立てられ、中間処理をして、分別できないもの、最後のし切れないものというのはどう、し切れないものの中にちょっと言葉がわかんなかったんだけど、その前の言葉って何なんです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

大変失礼しました。

燃やせないごみを中間処理施設で、さらに手分別します。そこで資源になるもの、先ほど言いましたようにプラスチックとか、ガラスとか陶磁器、金属というものを分別して、そういうものについては資源物として、それぞれセメントの原燃料にしたり、金属については、その取り扱い事業者のほうへ出してるというものでございます。それで、さらにおおむね15センチ程度というものを基準にしとるんですけども、それより小さいものについては、なかなか種類を分け切ることができない部分が多いものですから、その部分について不燃物残渣ということで、埋め立てをしてるというものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

それでは、（2）の焼却飛灰の定義と不燃物残渣の定義について。今、不燃物処理残渣という言葉が出てきました。15センチ以下のもの、不燃物、その残渣という言葉が今出て、いわゆるさらに細分化して、資源にもできないし、セメントにもできない。そういう15センチ以下の細かいものを不燃物残渣というお話を今、課長からお聞きしましたので、それで理解してるのが正しいのかどうか、そのお返事もいただきたいし、それと同時に焼却飛灰の定義と、それから焼却残渣の、この2つの定義を少し説明していただけないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

不燃物残渣については、今ほど議員おっしゃられたとおりでございます。

それで、焼却飛灰でございますが、市長がご答弁申し上げましたけども、もう少し正確にはならないんですけども、わかりやすい例で言うとストーブ、まきストーブをちょっと考えて、思い浮かべていただきますと煙突のほうへ出ていく、いわゆるすすに当たるようなものが飛灰というものでございます。それで、焼却残渣というものについては、その燃やした炉の下にたまる灰、灰とか、

あと燃えない金属、そういうものがあるかと思いますが、そういうものを焼却残渣というふうに呼んでおります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

それは、焼却飛灰わかりました、まきストーブとか煙突をイメージしたりすれば、すすみたいなのがつくのはイメージ的にわかります。それから、それって安全性はどうなんでしょうかね。大丈夫なんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

焼却の、いわゆる飛灰につきましては、どうしても灰の中に重金属が残りやすい、濃度が高くなるというふうな性質を持っております。ですから、今現在、飛灰については最終処分場のほうへ、市外の最終処分場のほうで埋め立て処理をさせていただいてるんですけども、持ち出す前に重金属が外のほうに溶け出さないように薬剤処理をして、それから最終処分場のほうへ運搬して埋め立ててというような状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

そうしますとその中に、初日に保坂議員が質問された中に飛灰という言葉のほかには主灰という言葉が出てきたと思うんですけども、この主灰というのは、実際どういうものなのか聞かせていただきたいんですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

先ほどまきストーブの例で申し上げましたけども、燃えた後に残る、下に落ちるものを焼却残渣というふうに申し上げました。その中に灰と燃やせない金属のようなものを合わせて焼却残渣というものですというふうにお答えさせていただきましたが、主灰というのは、その炉の下のほうに落ちる灰のことを主灰というふうに呼んでおります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

そうしますと主灰、炉の下に落ちる灰のことを主灰、これの成分といいますか、その安全性というのは分析されてるもんなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

現在の、いわゆるごみ処理施設については、炭化方式ということで、いわゆる炭化方式については、主灰に当たるものかわりとして炭化物を生成して、それを今現在セメント会社のほうで処理をいただいているというものでございます。主灰については、今現在の施設ではなく、新しいごみ処理施設が稼働した後、出てくるものというふうに思っております。

ただ、一般的なものとして言われるものとして、飛灰については、先ほど申し上げたように薬剤処理をしないとだめなものでございますけども、主灰、下に落ちる灰については、そのままの状態では基本的には埋め立て処理なり、当市についてはセメントの原燃料化というふうに考えておりますけども、特にその灰自体に薬剤処理等をしない、そのままそのような最終的な処理をできるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

そうしますと新しい焼却炉のほうの、これから今立ち上がっていくストーカ方式、燃えるごみ、全て燃えるごみの、そうするとその炉の設計的な、内蔵的な構造のことは、私、素人でわかりませんけれども、今つくっていく新しいストーカ方式の焼却、須沢にできるものについては、飛灰と、それから炉の下に落ちる主灰と、それと当市に大きな会社がある2者で引き取るというかお願いして、セメント原料化になるのか、そういうふうなつくりの中で、もう分けられるような構造になってるのかどうか。炭ということあるんですけど、飛灰というのは、煙突の煙上がっていくところの上のところ集じん機とかというのをつけて集めるというのは、そこはうっすらとお聞きしてわかってるんですけど、下のところできる灰ですね、主灰とセメント原料ができるような2つに上手に分けられるものに、今度つくるところはそういう設計になってるかどうかということをお聞かせ願いたんですけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

焼却炉の下に落ちる灰、それについては、先ほど申し上げたように焼却残渣ということで、灰と金属等の燃えないものが落ちてきます。それで、落ちてきた灰については、セメント事業者のほうで原燃料化するというところで話を進めております。

それで、今回、当市のごみ処理施設、ごみ焼却施設の特徴として、やはりその灰の中になるべく金属を入れないでいただきたいというセメント事業者のお話もありましたので、炉から落ちてきた

後にふるいをかけて、もう一つは金属を分別するような仕組みを設けて、なるべく灰だけ取り出せるような仕組みを今回の新しいごみ処理施設、ごみ焼却施設には、そういう装置をつけてるというものがございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

新しい焼却、ストーカ方式の焼却炉についての構造的なものが少しわかってきました。金属というのは、磁石かけると、そこで吸い取るとか、取り外すとか、いろんな設備がありますので、そうすると新しいやり方といたしますか、循環型社会というのは、地域で出したごみを、地域でというのは、私たちは地域に大きな会社が2つもありますので、またそこでリサイクルして、商品化したりというのは本当、理想的な地域だと私、常々思っておりましたので、それが今度、可能になるということは大変ありがたいなと思っております。

それで、今度3番なんですけれども、新処分場の環境保全に関する協定書というのが大野地区の皆さんと交わされてると思うんですけれども、この中に、どうなんでしょうかね。固めた、協定書の中には、固形物の飛灰、薬剤処理をするんだと思うんですけれども、薬剤処理をして、そして固めたものだけを入れるというふうになってるんですけれども、これはじゃあ今、課長からいろいろ定義についてお話ししました。それだけしか入れられないというふうに理解していいのか、そこはどうなってますでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

新しい最終処分場につきましては、大野地区との環境保全に関する協定書で、埋め立てるものについては、今、議員おっしゃったように、いわゆる飛灰を薬剤処理して、薬剤処理して固化したものを、それを固化飛灰という言い方をしてるんですけれども、それをそれだけ埋め立てるといような協定書になっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

そうしますと新しい仕様書を、今新しいストーカ方式の焼却炉のほうの仕様書、建設工事の発注仕様書を見ると、ここには埋め立て対象物が焼却、いわゆる飛灰、固形物、固化化したもの、それから不燃物処理残渣、先ほども定義のところでお伺いしましたが、15ミリ以下の細かいもの、こういうものを埋めていくのだということなんでしょうけれども、ここの整合性というのは、片方はこれだけです。大野地区の皆さんの協定書には書いてあるんだけど、仕様書のほうには2つ書いてあるというの、これちょっとまずいんじゃないですか。正しくしていかないといけないんじゃないかな。ちょっと不安になってきたんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

本定例会初日の保坂議員のご質問にもお答えしましたが、仕様書については、現在、糸魚川市が最終処分場へ持ってって、埋め立ててるものについては、飛灰と不燃残渣ということで、その埋め立て対象物としては、その2点というふうにさせていただいたというものでございます。

ただ、実際に埋め立てるものについては、今現在、大野地区との環境保全に関する協定書がありますので飛灰のみということになります。地元の皆様のほうへは、この飛灰、新しいクローズド型の最終処分場ができて、その運用方法なりを見て、その運用方法を見て、地元の皆さんが適正に安心して管理してるなという状況を見ていただきながら、将来的には不燃残渣のほうについても埋め立てられることができるかどうか、協議してまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

ちょっと矛盾感じるんですけど、将来的と言っても、これ15年しかもたないんですよ。15年間のスパンで、埋め立てで15年というのは短いと思うんですよ。30年とかそれぐらいだったら何年かたってからまたと思います。今もう33年にスタートしなければいけないのに、まだ大野地区の皆さんのと言いますけれども、安全性、不燃物残渣が安全性、これの問題は安全性の問題から起きた案件でありますので、不燃物残渣が15ミリ以下で安全性を確保できるのであれば、市民としてぜひお願いして入れていただけるようなお願いの行動をしないとイケないんじゃないでしょうかね。

私も冒頭言いましたけど、やっぱり自分たちで出したごみは、自分たちの地域、いわゆる市で完結型にするのが常に基本だという考えを持っておりましたので、将来的にわたって、これから話をするというのはちょっと余りにも心配のほうが多くなりますので、この協定書の中に、これからつくるストーカ方式の焼却炉、今、主灰と資源に、同じ主灰でも資源にできるもの、資源にリサイクルできるものと分けるいいものがふるいにかけてというお話をしているらしいので、ぜひ話し合いしていただきたいんですけど、ちょっと何か問題が、ここ先何か起きると困るので、もう一度確認なんですけど、積極的にお話し合いされたいかがでしようかね。私からもお願いしたいんですけども。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

一般廃棄物最終処分場につきましては、前の処分場については先ほど議員申されたようにやはり職員のヒューマンエラーから起きた管理ミスということで、旧というかオープン型の最終処分場を適正化して、この4月に閉鎖したというような状況でございます。その中においては、やはり管理

の仕方、当時の管理の仕方に相当大きな問題があったというふうに当然、地元の皆さんには思われておりますし、今後そういうことがないように管理をしていくというような話で協定書も結ばせていただきました。

ただ実際、その当時の話し合いの中で、地元のほうからは固化飛灰のみというようなお話が出て、それで、かつオープンじゃなくて形としてはクローズド型の最終処分場なら、この場所にまたつくってもいいよというようなお話を経て、この協定書を結んできたというものでございます。ですから、やはり言葉だけというよりも実際の管理状況なりを見ていただかないと、なかなか説得力がないというか、そういう部分ではこちらのほうとしてもその部分を見ていただいて、地元の皆さんに安心していただきながら最終処分場について管理・運営をするような方策をとっていきたいというふうに考えております。

ですから、先ほど申し上げたように実際に管理の状況を見ていただいて、それで地域の皆様、地区の皆様は今度はしっかり管理してるよというような信頼感をいただいてからでないとなかなか次のステップというのは難しいというふうに考えております。

また、不燃残渣については、今現在、最終処分の方法と、もう一つは数年前からセメント会社で何とか原燃料化できないかということでやってきております。昨年度も相当、100トン以上のものを原燃料化するというようなこともやってきております。ですから、その辺の進展も踏まえて、今後また地元の大野地区の皆様と話を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

この仕様書をつくるときに、そういう加味した話、協定書のみならず、協定書は固形物しか入れませんよと。でもお話の中では、将来的にはこういう不燃物残渣も入れたいんだという話を、今現在、大野区とこういう状態ですよということを、仕様書をつくるときに行政のほうから委員の皆さんにお話をされて、納得して、ここの不燃物処理残渣というのをここに入れたのかどうか。大野さんとこれからだと言ってるのに、もうここには不燃物残渣って仕様書に入ってるから、そこはしっかりとしてあるんですか。だんだん心配になってきちゃった。大野さんだめだと言ったらどうされるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

仕様書については、あくまでも埋め立て対象物として固化飛灰と不燃物残渣というものを記載してございます。とにかく不燃残渣と固化飛灰を埋め立てられるような構造を満たすようにつくっていただきたいということで仕様書についてはつくってあります。その理由としては、先ほど申し上げたように現在、最終処分場のほうへ持っていったるものが、その2つというようなことでございます。

それで大野地区の皆様には、地元の環境保全委員会というものを組織していただいております。その中で仕様書はこうなっていますという話と、当然、協定書がある限り、それに従って埋め立てるものについては固化飛灰と、この協定書を変更しない限り、固化飛灰のみとなるというお話をさせていただいております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

課長、これもし大野地区の皆さんが、皆さん協定書って私、重いもんだと思ってるんですけど、協定書違反に、口頭ではしてるけれども、文書に書いたものに突きつけられたときに重要になってくるのが、そこに書いている活字なんですよ。だから、ずっと15年間、いやいや、まだだめじゃんかと、だめじゃないですかと言われてたら、結局、仕様書にあったこの不燃物残渣というのは、入れないで済んでしまうというか、そういう状況になることを今すぐく、ますます不安になりましたけど大丈夫なんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

先ほども申し上げましたように当然、協定書がある限り、その協定書に従って新しい最終処分場について運営していくというものでございます。ですから、先ほども申し上げたように、埋め立ての状況を見ていただきながら、地元の大野地区の皆さんにご理解をいただくようなお話し合いを、今後また、させていただきたいということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

この大野地区の人たちと交わした環境保全に関する協定書、これ私、ホームページに載ってなかったんですよ。これ載せること可能でしょうか。冒頭にも言いましたけれども、同じ枠の中に対策防止、適正化事業の経過と再発防止対策、そののところに一緒にこの協定書も、私、ホームページに公開すべきだと思っんですけども、これ探すの、私、単純にもう喜んでたんです、一市民として。埋め立て、今度、大丈夫やんかという感じて、埋められるねと。みんなで苦労して、分別も細分化して大変だったけどという話は、自分なりに使えるもんだと思ってたら、薬剤処理後の固形飛灰だけだということを書かれてたんで、ホームページいかがですか。載せていただけませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

この件に関しましても、初日の保坂議員からご指摘がありましたので、今現在、ホームページのほうで見られるように対応させていただいております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

この埋め立てですね、前織田副市長が昼も夜もご努力・ご尽力、市長も含めてなんですけれども、大野区の皆さんとお話をされました。よい方向に導いてくださったのも織田副市長であります。再三、足を運んで一生懸命やられた案件であります。今後、今のような協定書には飛灰だけって書いてあるのに、仕様書には不燃物残渣、まだそこがこれからだというんですけれども、そのような心配事を先におくらせるということは、少しというよりもだんだん不安になってきたのが私でございますが、ぜひそういうことのないようお願いしたいんですけれども、いかがですか。新しくなられた副市長、藤田副市長、その覚悟、ぜひお願い、これまだ続きますので。前副市長の織田副市長に続いてやっていただけるかどうか確認したいんですけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

やはり大野区の皆様方とやはり段階的に進めていきたいという話の中で、今ここまで進んできておることございまして、議員ご指摘のように大野区の皆様とは、やはりそういったところを情報公開をしながら、またでき上がったものを見ながら、進めさせていただきたいと思っております。そのようなことで、ここまでご協力いただいております点について、本当に感謝いたしておりますし、引き続き、この問題はしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、笠原議員の質問が終わりました。

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。

再開を11時15分といたします。

〈午前11時05分 休憩〉

〈午前 11 時 15 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、滝川正義議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。〔6 番 滝川正義君登壇〕

○6 番（滝川正義君）

創生クラブの滝川でございます。

今、予算編成の真ただ中かと思いますが、欲張ってたくさんの質問を用意させていただきました。よろしく願いいたします。

本日、まず最初に、地域経済の持続可能性について議論させていただきたいと思います。

この持続可能性という言葉は、さまざまところで使われております。ここでは、第 3 1 次地方制度調査会が、平成 28 年の 3 月に答申を行っていますが、その中で使っているものを定義していきたいと思います。

それによりますと、人口減少社会にあってもそれぞれの地域において地域経済が安定し、人々が快適で安心な暮らしを営んでいける。こういった地域社会、これを持続可能な地域社会としております。平たく言えば、安定した経済や産業があつての福祉や教育、さらには地域の文化が存立するということだと思っております。

しかし、ご案内のように県内経済は、大きな動きを見せております。第四銀行と北越銀行の合併、さらには県内農協を 5 つの J A に集約といった報道もありました。

一方、地元経済はどうかといいますと、県が発表しております市町村民経済計算にあります市内総生産額、これは付加価値額ですね。算出額から中間投入額を引張ったものですが、この市内総生産額を見ますと、直近の平成 27 年度の糸魚川市の総生産額は 1,810 億円です。平成 18 年度が 2,014 億円でしたから、10 年前に比べ、204 億円生産額が減少しています。

一方、平成 28 年に実施されました経済センサス活動調査というものがあります。これによりますと事業所数及び従業者数は、24 年の調査に比べ、いずれも減少しています。しかしながら、事業所の売上高及び付加価値額は、4 年前を上回っているといった状況にあります。

さらに、糸魚川商工会議所が毎月発行しております商工いといがわという広報紙があります。その 1 つのコーナーに地域経済ミニ情報というコーナーがありまして、そこにあります市内金融機関貸金高、貸付残高のことですが、これを見ました。

経済が縮小しますと貸付残高も縮小するのではと思いましたが、ここ数年は 690 億円前後で推移し、際立った縮小は見られませんでした。また、足元の有効求人倍率は、近年にない高い数値を示しています。

そこで、お尋ねいたしますが、糸魚川市の経済の現況をどのように認識しておられるのか、伺います。

次に、地域の人口が減少することによって経済が縮小し、雇用の場が少なくなり、さらにより人口が減少するといった、こういった悪循環は避けなければなりません。この悪循環を避けながら、地域経済の持続可能性を考える1つのきっかけを与えてくれる概念があります。

それは、英国、ロンドンに本部のあるニュー・エコノミクス・ファンデーション、通称NEF、これが提唱した「漏れバケツ」モデルです。枝廣淳子東京都市大学教授が、著書、「地元経済を創りなおす」の中で、わかりやすく説明しております。

これは地元経済というバケツの中に富という水を入れても、どこかに穴があいてて、地域外へ漏れていくというものです。まち・ひと・しごと創生本部が提供いたしますRESAS（リーサス）、地域経済分析システムによりますと、2013年というやや古いデータにはなりますが、民間消費で165億円、その他支出で109億円、合わせて270億円余りが市外へ流出しています。当時の生産額、付加価値額は1,967億円、約2,000億円です。ですから、そのうちの1割強の富が市外へ流出しているということになります。

端的なものはエネルギーです。電気代やガソリン代として、糸魚川市外へ出ていきます。29年度の決算によりますと、市の行政機関全体で4億1,200万円余りの電気代が使われています。恐らくこれらが市外へ漏れてるということになるかと思えます。この漏れを少しでも塞ぎ市内の富を市外へ流出させないようにする。このような地域内で富の循環を行うイノベーションが求められていると思えます。

ここでいうイノベーションは、よく言われる技術革新ということではなく、新しい切り口、あるいは新しい活用法、これに取り組むといった意味のイノベーションです。例えばエネルギーに関して考えてみますと、認定NPO法人、環境エネルギー政策研究所によりますと、糸魚川市の再生可能エネルギーの自給率が153%だそうです。ほとんどが水力だと思えますが、環境生活課では、26年度に小水力発電可能調査を実施しております。それによりますと、可能性の高い木地屋川、焼山川、そして能生柵口の湯沢川の3カ所で、発電量を金額に換算しますと年間1億9,200万円余りの売電収入が見込まれております。つまりポテンシャルがあるというわけです。

本題は、ここからなんですけども、電気はそのまま売電することも可能ですが、それよりも私は、この無尽蔵にある水から、まず電気を起こし、そして、その電気で水素を製造し、長期間貯蔵し、必要に応じて電気に転換するといった技術を開発したらどうかということなのです。

既に、全国各地で研究開発が進められております。例えば水素利用の身近な例としましては、エネファーム、家庭用燃料電池があります。これは都市ガスなどから水素をつくり、その水素から電気と熱を発生し、家庭用エネルギーとして使用してるものです。

また、政府には、水素基本戦略というものがあり、これは2030年までに水素製造技術を確立し、発電やモビリティに利用して、水素社会を目指すというものです。さらに7月には、国が新しいエネルギー基本計画を定め、再生エネルギーを主力の電源にしていくという方針を出しています。

社会的に見ても19世紀、そして20世紀のエネルギー革命に次ぐ、21世紀のエネルギートランジションの大きな潮流が来ています。水から電気をつくり、その電気を使って、水から水素をつくる。まさに水資源豊かな糸魚川市にふさわしいエネルギー施策、これを今こそ打ち出すべきだと思います。

とりあえずは、これまでの発電可能性調査を生かし、公民連携の研究会の立ち上げでもよいですから、新たな技術に精通しながら、より大きな可能性を追求すべきと考えますが、いかがでしょうか。今ならまだ間に合うと思います。

二宮尊徳の言葉に「小つもりて大となればなり。」という言葉があります。まずは小さく始めてみてはいかがでしょう。

さて、今まで私が申し上げてきましたことは、新しい文脈の中で、あるいは新しい次元の中で地域の資源を捉え直し、新たな地域経済の芽を生み出さなければならないということです。

もう一つ例を挙げます。

それは再生可能な地域資源である森林です。市が策定いたしました森林整備計画書には、文字どおり持続可能な森林づくりを目指してという表題が出てきます。そこで、森林という資源の開発についてお尋ねいたします。

最近、杉の盗伐、これは山林の所有者の許可なくして木を伐採する、この盗伐が問題になっています。木材が国際商品となり、長年、低迷してきた木材価格が上昇局面にあるということが背景のようです。

当市は、森林資源に恵まれた地域ですが、6月議会の本会議において、森林の資源価値が273億円という答弁がありました。その根拠は、人工林9,800ヘクタールです。しかし、これは流動化しなければ、つまり伐採して生産しなければ273億円にはなりません。

そこで、地域振興局に確認いたしましたところ、29年の素材生産量は、面積に換算して約50ヘクタールだそうです。年間50ヘクタールの開発・生産ですと、先ほどの人工林9,800ヘクタールを間伐し、生産し終えるには、196年かかることとなります。糸魚川市における杉の標準伐期齢は45年ですから、この196年の間で杉を植えて、育てて、伐採し、また植えるという森林施業サイクルが4回以上できるということであります。余りにも長期にわたる生産期間なものですから、もう一度、森林整備計画書を読み返してみました。

そうしましたら、平成28年4月から平成38年3月までの10年間の計画期間中に間伐する計画面積が出てきません。ないんです。先ほどご紹介しましたように持続可能な森林づくりを目指すという標語はあります。しかし、持続可能性を示す具体的なプロセスが数値化されていません。プロセスが見える化されていない中で、サステイナブルな森林、あるいは持続可能な林業ができるのでしょうか。

私の読み方が悪いのかもしれませんが、改めてお尋ねしますが、この10年間の計画期間中に間伐予定の面積はどのくらいですか。それによって、間伐面積の累計、または間伐整備率は人工林の、あるいは木材生産林でも構いませんが、その何%になるのかお聞かせください。

さて、次に教育に関する諸課題について質問させていただきます。

まず、幼児教育・保育の無償化についてです。

国では、来年10月から始まる幼児教育及び保育の無償化について、その費用の一部を市町村に求める動きが出ています。消費増税の増収分の3割が地方に配分されるため、市町村にも応分の負担を求めるとのことのようです。

そもそもこの無償化は、国の看板政策であったのに、なぜこの期に及んで地方に負担を求めるとか疑問に思うところですが、そこでお尋ねいたします。

市内の幼児教育・保育の無償化に要する全体の費用は幾らなのか。また、例えば私立の認可保育園であれば、市町村負担を4分の1とするなど、国が考えている負担割合だと市の負担の総額は幾らになるのか。さらに、消費税・地方消費税の増税により、市の増収は幾らになるのかを、合わせてお聞きします。

無償化という言葉がひとり歩きし、全ての園児の利用者負担が無料になるかのように受けとめられていますが、無償化でも上限や除外があるということを保護者の方が理解されているのでしょうか。例えば子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園では、補助の上限が月2万5,700円であったり、ゼロ歳から2歳については住民税非課税世帯が対象といった、こういったことは理解されているのでしょうか。

さらに、国では給食費は除外するようです。すなわち、給食費は実費を徴収するとの考えのようです。仮に、保育料の一部に給食費が含まれているということになりますと、その給食費は無償化の対象から除かれますから、給食費は増額されてしまいます。

そこでお尋ねしますが、現在、市内の保育園・幼稚園では給食費を実費徴収しているのでしょうか。保育園では、保育料の一部に給食費を含んでいることはないのでしょうか。また、この無償化により、入園あるいは入所がふえるということはあるのでしょうか、お聞きします。

10月に消費増税したとしても、その増収分は、年度内に地方に入ってくるのでしょうか。あるいは複雑な無償化の制度内容が保護者などに十分周知されているのでしょうか。さらに行政の担当もシステム修正などに対応しなければならないわけですから、これらを考えますと、来年10月の無償化実施は、相当な混乱が生じるおそれがありそうです。

幼児教育・保育の無償化は、保護者にとって歓迎されることではありますが、市としては、来年10月実施に向けて大丈夫なのか、お尋ねします。

次に、小学校のプログラミング教育必修化に向けた体制について伺います。

この件につきましては、昨年の12月議会においても一般質問させていただきましたが、なかなか明確な答弁をいただけませんでした。この1年の間にプログラミング思考を取り入れたおもちゃが登場するなど、社会はプログラミング教育導入に向け、大きく変化しています。

昨年の私の質問では、従来の教師1人が講義形式で指導するには困難があるので、メンター、つまり助言者が児童二、三人につき1人は必要であり、そのためにもメンターの養成に取り組むべきだといった質問をいたしました。

そこで、お尋ねいたしますが、再来年4月のプログラミング教育必修化に向け、現在の取り組みはどのようになっているか。そして、今後のスケジュールをどのように計画しておられるのかをお聞きします。

次に、ことしの4月に全国学力・学習状況調査が行われました。昨年は、小中学校ともに全国とそれほど正答率に差がありませんでしたが、ことしは中学3年生の全ての科目で全国を下回っています。特に数学Bが、マイナス6という結果になっています。これらの原因とその対策について伺います。また、あわせて実施されました学習状況調査において、特徴的な実態がありましたら、その点についても伺います。

次に、学童保育の現状についてお尋ねします。

新潟日報の調査によれば、県内放課後児童クラブの定員が、12市町村で定員を超過していると

の報道が9月にありました。そのうちの1つが糸魚川市でした。

また、同じく9月には、文部科学省が新放課後子ども総合プランを策定し、来年度からの5カ年間で定員を30万人分ふやすとしています。糸魚川市でも放課後児童クラブ室の延べ利用者数を見ますと、平成25年には3万4,700人余りだったものが、平成29年には3万9,700人余りと5,000人も増加しています。

そこで、お尋ねしますが、市内の放課後児童クラブの定員超過の実態は、どのようになっているのか伺います。

また、市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、この第9条第2項にあります専用区画の面積は、児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上でなければならないという基準が守られているのでしょうか。さらに、放課後児童支援員は、支援の単位ごとに2人以上となっていますが、これは適切に配置されているのか、このことについても合わせて伺います。

次の質問に移ります。

福祉に関する諸課題について何点か質問いたします。

まず、手話言語条例についてでございます。

ことし3月に、市では手話言語条例を制定されましたが、この条例の目的は、聾者が安心して円滑に意思疎通を図ることができ、聾者と聾者以外の者がともに生きる地域社会の実現を目指すというものです。条例には、幾つかの施策が掲げられており、その中で手話通訳者等の養成はどれほど進んだのか、伺います。また、手話通訳者の処遇の改善には、どのように取り組んだのか、合わせて伺います。

次に、障害者差別解消法について伺います。

この障害者差別解消法が、平成28年4月にスタートし、2年余り経過しようとしています。市でも昨年12月に職員対応要領を策定しています。

そこでお尋ねしますが、この間、法の大きな目的であります「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、これほどまで市民に浸透したと考えていますか、お聞かせください。

最後の質問です。

生活支援コーディネーターについてお尋ねいたします。

地域包括ケアシステムの構築に向けた大きな柱の1つに、生活支援コーディネーターの配置があります。昨年12月議会の福祉事務所長さんの答弁では、第2層の協議体については、厚生労働省では中学校区域を対象にと提示しているが、市としては公民館単位を基本に考えていきたいということだったのですが、その後、第2層協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置は、どのようになっているかお尋ねして、一旦、私の質問といたします。よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

滝川議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、糸魚川経済団体連絡協議会の本年の上半期の景況調査結果や市

内製造業の設備投資の状況から、市内経済の現況は回復傾向にあると認識いたしております。

2点目につきましては、市内では水力発電やバイオマス発電等により、再生可能エネルギー自給率は高まっておりますので、活用については、今後、研究してまいります。

3点目につきましては、森林整備計画は、森林施業を行う上での指針を定めたものであり、間伐面積につきましては、森林所有者等から提出される森林経営計画で計画期間中の伐採予定面積は、約500ヘクタールであります。現時点での間伐実績は180ヘクタールであります。

2番目のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

3番目の1点目につきましては、27年度から手話奉仕員養成講座を開催し、今年度は入門編に21人、基礎編に18人が受講され、4年間で延べ91人が受講されております。

また、処遇改善については、手話通訳者の皆様のご意見を聞く中で検討してまいります。

2点目につきましては、昨年度から「広報いといがわ」での障害福祉の連載や小学校での障害者理解出前講座を開催しており、障害者への理解が深まっていると感じております。

3点目につきましては、民生委員や包括支援センターなど関係機関の連携強化に取り組んできたところであり、引き続き、各地区の方々と第2層協議体の設置及び生活支援コーディネーターの選任等に関して、協議を進めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

滝川議員の2番目の質問にお答えいたします。

1点目の1つ目につきましては、当市における全費用は年間約2億円で、このうち市の負担は約1億1,000万円となる見込みであります。

また、増税による増収につきましては、年間5,000万円程度と推計しております。

2つ目につきましては、園児の年齢や園の種別などにより、実費徴収している事例、主食費のみ徴収している事例、保育料に含んで徴収している事例など、取り扱いが異なっております。

3つ目につきましては、主に無償化の対象は3歳以上の園児であり、現在の入園率は、ほぼ100%であることから、入園者の増加は少ないものと考えております。

4つ目につきましては、国から詳細が示されていない状況ではありますが、準備は進めてまいります。

2点目につきましては、教育委員会では上越教育大学と連携し、各校担当者の研修や市のプログラミング教育指導者の育成を行っております。また、各小学校においてもプログラミング教育も含めた新指導要領の全面実施に備え、教職員の研修を進めております。

3点目につきましては、基礎的な事項の習得不足や長文の応用問題が回答できないことなどが原因であると分析しております。これを受け、各校の教科主任と基礎の反復学習や長文を読み取る読解力を向上させるための対策を協議し、実行に移しております。

また、学習状況調査からは、家庭学習時間が短いことが明らかとなっていることから、学校と家庭の一層の連携を進めてまいります。

4 点目につきましては、国の基準と合わせて条例を定め、各児童クラブの面積に応じた利用可能定員を設定しております。利用する場合は、年度当初で事前登録制としているため、一部の児童クラブにおいては、登録人員が利用定員を超過している状況にありますが、一日当たりの平均利用者数は、定員内となっております。

なお、利用人数等に応じて支援員を増員して配置するなど、受け入れ体制を整えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6 番（滝川正義君）

地域経済の現状についてですが、今ほどの答弁では回復傾向にあるということでしたが、この10月17日付で通達されました来年度の予算編成方針、この中に当市の状況というコーナーという欄がありまして、そこを読みますと、「景気動向は、依然厳しい状況にあるものの、企業の大型設備投資の動きも続いており、雇用の拡大が期待されている。」と書いてございました。

先ほどの答弁では、回復基調にあるというお話だったんですが、この予算編成通達では、厳しい状況にあるというふうになっておるんです。この厳しい状況、この中身、どのように厳しいのか、お聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大沢財政課長。〔財政課長 大沢喜昭君登壇〕

○財政課長（大沢喜昭君）

お答えいたします。

10月の「商工いといがわ」にもありますように、景気がよいという感じていらっしゃる方々、悪いと感じていらっしゃる方のDI手法ということで、景況の調査票が載っておりますけれども、回復傾向にはありますが、まだいずれもマイナスにあるということは、悪いと感じておられる方のほうがまだまだ多いという状況にありますので、隅々まで景気がいいぞという状況にはない。まだまだ厳しい状況にあるというふうに認識をしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6 番（滝川正義君）

しかし、先ほどの市長さんの答弁では、回復基調にあるというお話でしたね。この落差、表現の落差はどう解釈すればいいんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長 〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

先ほどの景況調査によりますと、建設業は、いい景況だということですけども、中でも人口減少に影響が直結する卸小売業ですとか宿泊飲食業が、大変厳しい状況であるというふうに受けとめております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

今の答弁で、市内事業者のD I、景況感に基づいてというお話がございました。皆さんがお持ちの景況感というのは、どのようなものですか。例えば景気の分岐点を50点としますと、皆さんから見て、今糸魚川市の経済を50点以上あるか、50点以下なのか、どのように捉えてるんですか、どなたかお答え願えますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長 〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

なかなか点数で立てるには難しいと思っておりますけども、先ほどの景況調査につきましても、まだ全体としてはマイナス期にあるということから、現状では50点を下回るのではないかとというふうに考えておりますが、今後は回復傾向が継続するのではないかとというふうに見込んでおまして、50%を上回る経済成長を期待しているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

先ほどご紹介しました予算編成通達、これにまた別の表現がありまして、大型設備投資の動きもあり、雇用の拡大が期待されると。こういった表現があるんですけども、これがどうも私は楽観的なんじゃないだろうかなと思います。なぜかといいますと、有効求人倍率は、まれに見る高い数字を示してます。あるいは市役所の技術職員の来年度の新採用、これさえままならない状況にあります。だから、これらを踏まえますと、どうも雇用のミスマッチが起きているのじゃないでしょうか。その結果、職を求める人材が市外へ出ていったり、あるいは人がいればチャンスになるものだけど、人がいないがゆえにビジネスチャンスを失っていると。そういった状況があるんじゃないかと。

ですから、もっとその経済情勢の把握、分析、こういったポイントを捉えて、もう少し狭いところの分析、小さいテーマかもしれませんが、そういった分析を大事にしないと、また逆に大事にすることによって、市の経済が抱える課題というのが見えてくるんじゃないかと思いますが、皆さんは、常日ごろどういった経済指標、どういったデータで、この市内の経済を見ておられるのか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

先ほどからお話ししておりますように、糸魚川経済団体連絡協議会の半年の、失礼しました、景況アンケートですとか、あと半年に1回、経済団体連絡協議会の、失礼しました、景況アンケートのほかに、あとハローワークが出しております雇用動向、あるいは金融機関の貸出残高などによってデータを把握してるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

先ほどの景況のお話が答弁の中で、建設業がなかなかいい状況であるというお話でした。先ほどの冒頭の質問の中で、市内総生産額、これがピークをつけたのは平成22年度でした。そのとき製造業の生産額が503億円、そして建設業が573億円でした。この2つの業種で1,000億円前後の生産額に達したときは、市内全体の生産額も2,000億円を超えてると。そういった状況になります。

ところが、この建設業、この生産額が平成22年度をピークに、直近の平成27年度は199億円です。ピーク時の35%の生産額です。この建設業者の落ち込みを埋めないことには、糸魚川市の経済の縮小に歯どめがかからんのではないかと考えております。

ただ、これは今に始まった課題ではないかと思えます。今までもさまざまな取り組みを行ってきたと思いますが、改めてどのような産業政策を打つ中で、持続可能な地域経済を構築しようとしているのか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

さまざまな施策を有機的に機能させることが、いずれ持続可能な地域経済を構築するための市の役割であるというふう感じております。

第2次総合計画では、産業分野におきまして、「にぎわいと活力のあるまちづくり」を掲げておりまして、若者が求める就業環境づくりや、活力ある産業の振興を推進する計画となっております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「稼げる資源循環のまちづくり」と「地域を担う人材が集うまちづくり」を目標に掲げて個別の施策を展開しているところでございます。

いずれにいたしましても地域内での経済の循環を高める施策を進めることが必要であるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

今ほどの答弁では、有機的な施策の連携のもとに持続可能な経済の振興に努めるという答弁でしたけども、ちょっと別の例をお話ししますと、明治維新直後の京都の例を申し上げたいと思います。

ご存じのように明治維新によりまして、首都が京都から東京へ遷都しました。その結果、当時の京都の人口が35万人ほどだったのが20万人へと。明治2年から明治4年ぐらいの、この短期間に35万人から20万人へと激減しました。そのとき、京都の市民はどうしたかといいますと、まず町内会、これは恐らく町内会単位だったと思うんですけども、小学校をつくりました。地域づくりのためには、まず人づくりからということで、小学校をどんどんつくっていきました。それから琵琶湖疏水、これを建設して、さらにそこで水力発電も行いました。地場産業である繊維産業、ここへヨーロッパの新しい技術、ジャカードという技術を導入し、そして今の京都の繁栄の礎を築いていった。そういった先人の例があります。

今ほど有機的な連携ということでしたが、もう少し具体的な答弁がいただきたいかなと思うんですけども、それは私のほうの質問で代えさせていただきます。

といいますのも、先ほど小水力発電の可能性調査がありましたが、調査後はどうも民間任せとのようですが、私は、行政がもっと積極的に前に出るべきと考えます。なぜならば、市内の総生産額約2,000億円に対しまして、市の30年度当初予算額は、一般会計、特別会計合わせて470億円です。非常に大きな比重を占めております。ですから、行政はもう少し稼ぐ行政、これを目指してもいいんじゃないかと思っております。

例えばドイツには、自治体が所有するインフラ会社、シュタットベルケというものが、約1,400社あるそうです。これのビジネスモデルは、電力事業で黒字を出し、それらで公共交通などの赤字を埋めると。こういったビジネスモデルです。

私は、こういった自然エネルギーを活用したせっかく自然資源豊かな市でありますから、この自然資源を活用した積極的な取り組みに一步前へ出てもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

今ほど議員のほうから海外の例を紹介していただきました。平成28年の4月から、電力小売りの全面自由化というものも始まりましたし、そのことによって、電気の地産地消というものも可能になってきたということもあります。こういうこと、今ほどおっしゃったような先進事例について、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

それではちょっと質問、最後の、時間がなくなってきましたので、最後の質問にしたいと思います。

すけども、先ほど森林資源の活用についてお尋ねしましたが、1点だけお尋ねしたいと思います。

森林を伐採している間に次の森林が育っていくと。更新してくると。これが非常に理想的なサイクルなわけだと思いますけれども、そうしますと、糸魚川市の杉の人工林の場合、9,800ヘクタールあるわけですから、これを45年で伐採する。そうしなければならないと思うんですけども、そうすると今、年間50ヘクタールぐらいですから、45年で9,800ヘクタールを間伐するためには、年間217ヘクタール、つまり今の4倍ぐらいの間伐をしなければならないかと思うんですが、そうしないと持続可能な森林の姿にならないのじゃないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田農林水産課長。〔農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○農林水産課長（池田 隆君）

議員の言われるとおり、人工林のフル活用というのは理想な形だというふうに感じております。

ただ、森林整備が進まない原因というのもございます。それは担い手の不足、それから、糸魚川特有の急峻な地形だとか豪雪だとか、そういう地理的条件もありますし、森林の伐採、植栽、枝打ち等にかかるコスト。または、せっかく森林を伐採しましても出口の確保、こういう課題があるというふうに考えております。

ただ、これらの課題につきましては、行政、それから産業界、森林所有者が一体となって、これから解決していかなければならない、今課題の1つだというふうに考えておりますので、そういう取り組みを進めながら、森林の有効な活用について今後も推進していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

建設機メーカーのコマツという会社があります。その坂根相談役がおられます。社長、会長なったんですが、その人が海外の森林事情、林業事業にも通じておられまして、日本ほど森林を放ったらかしにしてる国はないんだそうです。逆に言えば、それだけ今後の産業化、成長産業としての可能性があるということです。

私、先ほど京都の例を申し上げました。やっぱり歴史を振り返りますとそういう苦しい時期があったんですね。その中から立ち上がってきた。先ほどご紹介したように京都市が、今の繁栄を築いた。

ですから、これほどの森林資源があるわけですから、なかなか困難、あるいは課題があろうかと思いますが、ぜひそこを頑張って克服して行って、新たな持続可能な森林にしていきたいと思っております。もう一度お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田農林水産課長。〔農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○農林水産課長（池田 隆君）

議員に今お話しいただいたように、せっかくある森林資源、これについては有効に活用をしていくべく、今後も推進していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

補足してお答えさせていただきます。

非常に我々の、やはり一番このある資源は何かというと、やはり林野面積が広いということでございますので、そういった点に鑑み、もっともっとやはり積極的に対応してまいりたいと、私も考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、滝川議員の質問が終わりました。

関連質問なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開を13時といたします。

〈午前11時59分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、山本 剛議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。〔3番 山本 剛君登壇〕

○3番（山本 剛君）

清政クラブの山本です。

1回目の質問をさせていただきます。

1、市内の電力供給について。

本年9月の北海道地震で、道内では全地域が停電になり、生活などに大きな支障が生じました。

そこで、糸魚川市内の電力供給状況から非常時の対応について伺います。

- (1) 市内には自家発電を有する企業、デンカ・明星社などがあります。その2社を除いた市内での一日の電力最大使用量と最少使用量はどの程度か。また、一般家庭・病院などの公共施設・商業施設・製造業などの比率はどうか。
- (2) 「統計いといがわ」に発電設備の記載があります。発電所総数とあるが、その内訳を伺います。また、最大出力とあるが、通常どの程度の発電量か。また、50・60ヘルツの関係はどうか。また、この市内発電設備で市内の電力を賄えるのか。
- (3) 東京発電・デンカ・明星社など「統計いといがわ」以外の発電能力は把握しているか。
- (4) 糸魚川市は50ヘルツの西の端にあり、被災時は60ヘルツの中部電力、北陸電力もそうですけど、から融通ができず、危険は高い地域と思われます。そこで、非常時において病院や公共施設に「統計いといがわ」にある発電設備から優先的に使用が可能なのか。また、デンカ・明星社の自家発電の使用は可能なのか。技術的問題があると思うが、東北電力ほか各事業者と話し合いを持ったことがあるのか。
- (5) 市役所・消防署を初め糸魚川総合病院などの非常用発電機を有する施設は、市内ではどの程度あるか。その発電量は非常時でも十分な能力か。

2、寺町地内における失火における責任問題について。

寺町地内における失火で「市職員（消防職員）の処分経過について」として、10月29日、総務文教常任委員会で報告されました。以下がその内容でした。

- 1、事案概要。
- 2、当該事案における処分内容。
- 3、経過。
- 4、今後の取り組みについてなど。

そこで以下について伺います。

- (1) 消防署及び市としての再発防止等、その後の取り組み状況の経過を伺います。
- (2) このような事案を受けて、市職員の地域行事への参加についてどう考えているか。

3、市内児童・生徒のスポーツ実施状況のその後について。

私は本年6月の一般質問で、少子化による団体スポーツが成り立たない状況にあり、教育委員会・体育協会・学校などの関係者が話し合うことを提案しました。そのとき教育長からは、関係者が集まり話し合う場を持ち、教育委員会に報告するとの答弁でした。

その後、9月の一般質問では、市長が「中学校の部活のあり方の方針」について協議していくとの答弁がありました。

そこで、以下について伺います。

- (1) 6月定例会から半年が過ぎました。これまで教育委員会、定例会だと思われるんですけど、その報告がなされたのか。
- (2) 今までの関係者と話し合いが行われたのか。その話し合いに誰が出席したのか。生徒（中学生・高校生）・保護者など、最も身近な代表が出席しているのか。
- (3) 市長答弁の「中学校部活動に関する方針」は、いつまでに作成する予定なのか。
- (4) 方針作成の主たる担当はどこか。また、担当者を決めて行うのか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

山本議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の 1 点目につきましては、使用量等については公表されておられません。

2 点目につきましては、水力につきましては、3 事業者、10 発電所。火力につきましては、1 事業者、1 発電所。バイオマスについては、1 事業者、1 発電所となっており、発電量については公表されておられません。

3 点目につきましては、自家用の水力発電と火力発電については把握いたしております。

4 点目につきましては、送電するに当たっての技術面や法的な整備が必要なことから、実施に向けては多くの課題があるとお聞きいたしております。東北電力とは、災害時の協定に関する協定を締結いたしておりますが、各事業者とは、今後さらに提携を深めてまいりたいと考えております。

5 点目につきましては、全ての設置施設を把握いたしておりますませんが、主な施設の燃料タンクの容量では、市役所本庁舎で約 20 時間、消防本部庁舎で約 24 時間、糸魚川総合病院では約 72 時間の対応が可能となっております。

2 番目の 1 点目につきましては、事案発生後、意識改革と不祥事防止を目的として、全職員を対象にコンプライアンス研修、不祥事防止研修を実施いたしております。また、消防本部でも独自に再発防止研修を実施し、全職員が危険予知訓練として不祥事を題材に情報共有や防止対策を話し合っております。

2 点目につきましては、職員には、これまでどおり積極的に各地域の行事等に参画するよう呼びかけてまいります。

3 番目のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

山本議員の 3 番目の質問にお答えいたします。

中学生の家庭学習時間の確保と、教職員の長時間勤務の是正を目的として、県の動向を踏まえ、こども教育課において、原案を作成いたしました。この原案に基づき、中学校長、市体育協会の正副会長と理事長、そして教育委員会事務局の 3 者で協議し、了承を得ましたので、12 月の教育委員会定例会で協議する予定といたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

公表されていないから、1番の1、わからないというふうにあれなんですけど、例えば市役所の中で最も電力の使う時期というのはどんな感じでしょうか。把握してますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

基本的に空調設備を使う時期、例えば8月とか、これから今の時期といった時期が多く使う時期というように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

先ほど滝川議員もありましたけど、糸魚川の、いわゆる使用料と、いわゆる大企業を抜かしたその部分の部分と市内の発電量との関係、そこらあたりでどちらが勝ってる。多分、発電量のほうが多いと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

滝川議員の質問の中にもありましたけれども、千葉大学の研究グループが再生可能エネルギーの自給率、それから再生可能エネルギーの電力自給率というのを出してしておりますが、エネルギー自給率で2017年3月末で153.9%、それから電力自給率でも215.2%という数字が発表されております。それを踏まえると発電量のほうが需要より多いのかなというように認識しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

今、発電量のお話したんですけど、これ市内に水力で3事業所10、バイオマス、それぞれ1社、1つだと思うんですけど。これ発電所の数であって、発電所の中にはタービンを2つ、いわゆるタービンとか発電機ですね、対になってるもんだと思うんですけど。そこらあたりの数は把握しておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

数字上は、統計といいがわで公開してるわけですが、その中身というのは、新潟県が出しております新潟県の電力概況という資料からをもって公表してるところであります、その中には認可出力、最大常時といった数字はあるんですけども、タービン等の数字が出ておりませんので、お答えすることができませんので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

3番目もあれなんですけど、デンカさんはかなりの水力を持つてると思うんです。それは入ってないというふうに思うんですけど。電力自由化になってから、やはりそこらあたりも押さえる必要があるというふうに私は思うんですけど、その点いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

いずれにしましても、電力の小売り部分が完全に自由化になったといったところ、さらに地産地消というものの考え方を進めていく上では、やはり市内の電力需要というのは、今後把握に努める必要があるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

やはり市内の、いわゆる発電所、数も含めて。それと同時に発電機の数、やはりそういうのも把握することが重要なことだと私思いますんで、ぜひともやっていただきたいと思います。

あと発電機の中には、50と60がここの糸魚川というのは混在地域でして、その点、この発電は、50と60の関係はおわかりでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

市内でも親不知を境に東が50ヘルツ、西が60ヘルツというようになっております。

また、発電設備におきましても、黒部川電力さんのホームページを見ますと黒部川電力さんでお持ちの発電所は、全て60ヘルツで発電をしているということでありますので、両方が混在してる、比較的特異な地域であるというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

本当に一部、市振と玉ノ木が60ヘルツを使用していて、後は、昔は青海町が全部60ヘルツだったと思うんですけど、それがもう40年前ですかね。そのころにやはり全部50に統一されました。市内の発電量があるといっても60は、50のところで使えないんで、そこらあたりの把握も必要んじゃないかというふうに思うんですけど、どうでしょうか。その点、量的なものも、わからないかな。ちょっと答弁いただけませんか、黒部がどうなのか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

これまでですと、例えばエアコンを関西から東京のほうへ持ってくるというと使えないという状態があったわけですけども、今、インバーター技術の中で両方使えるといった状況もあるというようにお聞きしております。

そうした中で、いずれにしても不便が現時点では、それほど多くはないのかなと思っておりますが、例えば新幹線の運行等においても変換装置が線路内に置いてあるといったことで、ある意味、設備の投資の必要な地域であるというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ちょっと視点があれかもしれませんが、実は、60ヘルツの送電線と、多分50の送電線は別の話だと思うんですね。だから、電気的な機械、私も結婚するまでは糸魚川に住んでおりました。青海に行ったときに、やはりステレオなんか回転数が変わって使えなくなるというか、回転数が変わりますんで、そんな経験はあるんですけど。今、電気は60と50は、やっぱり使えないんだと思うんですね、送電線の関係ですね。ですから、糸魚川が何かがあったときには、いわゆる中部電力、長野のほうですね。それと北電、そちらの送電線とは、やっぱりつながらないというような状況が現実にあると思うんです。そういう部分で、この糸魚川というところは、50ヘルツの最も西の端で、送電線も何本かあるんだと。東北電力から聞きましたら2本ぐらいあると話してました。それも逆に言うと自然災害で、もし何か起きたときには、もう本当に富山のほう、長野のほうからの送電は無理だということになりますので、そこらあたりが非常時、かなり厳しいんじゃないかなというふうに考えてます。

それで、送電線の数は把握してますでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

申しわけございませんが、把握しておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

糸魚川の場合、本当に地震だとか水害だとか、そういうことで鉄塔が倒れたときにやはり電気が送られてこないということだと思うんですけど、逆に言いますと、じゃあ糸魚川の電気はどこでできたものだというふうに理解してますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

その点について、電力会社にお聞きしましたところ、電気に色がついてないので、どこの電気かというのはわからないというご回答を頂戴しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

逆に言いますと、糸魚川にある3事業所、その電気は逆にどこに出ているのかも把握していませんか。いわゆるどこで使われとるかということだと思うんですけど、例えば東京発電は、糸魚川でないというふうに聞いてるんですけど、そこらも含めて。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

黒部川電力さんにつきましては、60ヘルツということで北陸電力のほうに供給されてると聞いておりますし、東京発電につきましても東京電力管内の子会社ということでありますので、東京電力のほうに供給されている。また、火力発電所、IPP14万9,000キロワットにつきましては、東北電力に供給契約を設立当時に結んだというふうに聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ほかに本当に市内のセメント工場の排熱発電というの、実はあるんですね。私、デンカにおりましたので余りあれですけど、やっぱり設立が大正のころでしたんで60ヘルツですね。青海工場が主に60ヘルツで田海工場と言われる部分が50ヘルツ。市内にある火力発電所もあるんですけど60と50の部分があります。聞きますと、今新しく青海川の上で水力はつくってますけど、それは50だというふうにも聞いております。

そういうことで、市内で起こされる電気イコール糸魚川市内で使えるということではないというふうに理解しております。そこらあたりもやはりちゃんと調べておかないと非常時のときとか、そんなことはできないかと思うんですけど、そういう話し合い、やはり市内で東北電力ばかりじゃなくて、やっぱりそういうことが話し合いの場が必要だというふうに考えます。先ほどの答弁でもやはりそういうふうなはいただきましたけど、いま一度、その件について答弁いただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

今回も東北電力と協定を結んでいる関係で、いろいろなやりとりというのはあるわけですが、今後、今発電設備をお持ちの会社とも話し合う機会をつくっていききたいなというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

本当に私は、この糸魚川というところは本当に、ある面では、今言ったように50ヘルツの西の端で、そういう面ではかなり厳しいところがあるのではないかなというふうに考えております。

ちなみに聞いてみましたところ、東北電力では、送電線が何か2本あるようなことを言ってますけど、2本ともやられるということはなかなかないのかもしれませんが、でも想定はしておかなきゃいけないんじゃないかと。そうなったときに市内である発電所、そっからやっぱり融通が必要なんじゃないかなというふうに考えますので、ぜひともそういう機会を持ってやっていただきたいというふうに思います。

改めて市長、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

冒頭でもお答えさせていただきましたが、非常に近年、発電と売電というような形ですか、仕様のほうは少し分かれてきておる部分があつて、余計ちょっと複雑になってる部分がございますので、

その辺をどのように整理していくかということも課題であったり、今のご指摘の点の皆さん、議員ご指摘の点についてもそういったところがあるやに受けるわけでございまして、そういうようなところをどのようにこれから、災害に遭ったときの対応は、やはりどうするべきかというのは大きな課題であると思いますので、検討させていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

直江津に火力発電所があるんですけど、それは中部電力の発電所で、ですから60ヘルツだと思っ
うんですね。聞いたところ、あそこにまた何か東北電力も火力を今というような考え方をしてみたい
ですけど、私、確かに新潟からそういうところから送られてくる電気というよりも地産地消で、や
っぱり糸魚川で起きた電気は糸魚川。送電ロスもありませんし、そういうことは必要だし、先ほど
滝川議員のあれでもやはり地産地消ということは大事なんでないかなと思います。

実は、富山県の隣の朝日町、再生エネルギーの地産地消ということで、朝日町は本年度から再生
可能エネルギーの事業化に向けた研究調査を始める。太陽光発電とバイオマス設備を導入できるか
どうかを検討した上で、売電ではなく、町内の公共施設に電気を供給する地産地消型の利用を目指
す。町によると、北陸3県の自治体では初めてというようなことで、要は、今年度からそういうこ
との勉強というか、あれをするというふうに隣の朝日町でやっています。

私は、この糸魚川というところは、南側に北アルプスを持って水力発電、すごくいいとこだと思
いますし、それこそ本当に日本の中でもトップクラスの、いわゆる水力なり、そういうふうな地域
だと思っうんですね。それと同時に、先ほど滝川議員も言いましたように森林、バイオマスに使える
ものだというふうに思っています。やはりそこらあたりを地産地消ということ、ものを考えたとき
には、やはりこれから考えていかないと、市の永続的な、いわゆる経済活動も含めて、やっぱり厳
しいんじゃないかと。

電気化学は、大正ぐらいに青海工場にカーバイトをつくる、肥料をつくる会社としてやりました。
ここでもう100年近くの大きな事業として、糸魚川の、いわゆるためにかなり頑張ってくれとる
と思っうんですけど、その主たる原因は、やはり私は石灰石よりもこの電力だというふうに思ってい
ます。現実に、デンカの幹部の方が、ある方が聞いた方は、例えばデンカがつぶれてでも糸魚川の水
力発電、それだけで十分事業として成り立つんだよというふうに聞いてます。だから、そういうこ
とを考えたときには、やはり糸魚川で地産地消の電力ということ、真剣に考えて、やっぱり進めて
いくことが大事なことではないかと思っうんですけど、市長、その点をもう一度お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私もやはりこの地の利をどのように生かしていくか。そしてまた、市民生活にどのように還元し
ていくかという中においては、非常に私も水力に対しては、魅力を感じておる部分がございます。

しかし、水力は非常に初期投資がかかる部分がございます、その辺を私まだまだ入り口論でしか、まだ研究してなかったわけがございますが、その辺を感じたもんですから、なかなかそれより中へ入っていかなかった部分がございますが、これからの中においていろんな面で、災害時、またはこれからの持続する社会を構築するには、やはり資源の持つておところが、その資源をどのように生かしていくかというのを考えたときには、本当にやはり初期投資が大変であっても検討してみる必要があると捉えておる次第でございますので、これについては少し深く検討していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

次、非常時のことについて。非常用の発電、先ほどの答弁では、市役所で20時間、消防署で24時間、糸魚川病院では72時間、市内にもう一つ吉田病院なんかあると思うんですけど、そこらはいかがなんでしょうか。把握してますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

お答えします。

吉田病院の施設については、把握しておりません。私ども消防本部ですと、屋内消火栓、それからスプリンクラーのあるところについては、非常用電源を設けろということになっておりますので、消防設備の届け出の際には、非常電源があるかということはチェックするんですが、それは必ずしも発電機でなくてもよくて、専用の自電であればよろしいもんですから、私どものほうでは、個々の施設がどの程度の、屋内消火栓を賄う発電機を持つてるということは把握できるんですけども、その施設の電気を賄う発電機を持つてるかということについては、把握をしておりませんので、申しわけございませんが、わからないという答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

東北電力も非常発電機を持つてるといふうに聞いているんですけど、その点いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

お答えします。

先ほど申し上げました消防設備の資料を少し調べてみたところですが、東北電力株式会社糸魚川営業所さんにつきましては、非常時の電源用の発電機を持つてるということが、消防設備の書類か

らは確認しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

市内では、市役所、消防署、糸魚川病院があるんですけど、逆に言いますと、東北電力の発電車を優先的にどこに配置するのか、そこらあたり検討したことがありますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

訂正させていただきます。

先ほどの答弁、建物、施設の発電機という捉え方でお答えしてしまいました。それは先ほどの答弁と違うことをお答えしました。

それから、電源車を東北電力は持っておられます。台数までは確認しておりませんが、東北電力との応援協定の中では、災害時には、病院、総合病院、それから災害対策本部を設置するような官公署、それから避難所、そちらについては優先的に電気の供給をしますという協定を結ばせていただいております。その協定の中で東北電力さんがお持ちの電源車を活用するという事は、東北電力さんの判断によりますけども、そちらを活用するなどして、優先的に電源を供給するという協定になっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

今の答弁の中に、東北電力が選択するようなことを言ってますけど、私、やはりちょっと違うんじゃないかな。やはり市のほうで、災害のときにはここに重点的にその車を持っていく。やっぱりそういう優先度を決めておかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、電力さんが中心にということで答えておるわけですが、訂正させていただきたいと思っております。

やはり対策本部を設置し、そして、その中で最優先なところはどこに行けばいいのかというのを早急に決断し、そちらに素早く供給していくという体制にしていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

答弁ありがとうございます。

やはり災害ですから、いつ、どんな形で起きるかわかりません。でも少なからず、やはり優先度を決めておくということがやっぱり必要で、その場においてどうだということよりも、やはりある程度の方針を決めておくということが必要だというふうに思っています。ぜひともそこらあたりも含めて考えていただければというふうに思います。

北海道地震のときに電気自動車、今かなり主流になりつつあると思うんですけど、それによる携帯電話の電源をとるとか、いろんなことが可能だと。1台の電気自動車の電気で、家庭分の3日分ぐらいは十分に保てるんだというふうな報道もありました。そういう部分を考えてときに、糸魚川市役所が持っている、市の持っている、いわゆる車ですね、そこらあたりも電気自動車を、例えば1割だとか、5%だとか1割だとかふやして、そういう対応にということも考えるのも大事なことでないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

現在の市役所の中には、電気自動車1台を所有しております。今後、今、EV化といった流れの中では、そういった視点も必要でありましょうし、今ご指摘の災害時に対応したものとして、電気自動車といったことも必要だというふうに考えておりますので、今後、車の買い換え等においては検討してみたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

先ほどの答弁にちょっと戻りますけど、糸魚川で、やはり企業誘致ということをよく言われてきましたけど、なかなかやっぱりどこの市町村もやってると思うんですね。でも先ほど言ったように糸魚川の水力も含めた、いわゆるバイオマス発電も含めて電力で優秀になれば、それだけのものがあれば自然に将来的に集まってくるんじゃないか。逆に言うと、今、温暖化で化石燃料がなかなか使えなくなる時代だと思うんですね。そうなったときに糸魚川市にそれだけのエネルギーを持っているんだぞということが大きな武器になると思いますので、電力のほうは、やはり本気になって考えて、滝川議員も言うようにやっぱりこれからの20年、30年先はやっぱりエネルギーの持っているところが勝つというふうに私は思っていますので、ぜひとも考えて、前に進めていただきたいというふうに思います。

次に、寺町地内の火災におけることですが、市役所でも3日か4日に分けて教育やられるというふうに聞いてますけど、その反応、どういうふうに感じましたでしょうか。教育して、その職員

がどんな反応なのか、ちょっとお聞かせいただければと思うんですけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

不祥事の防止研修につきましては、22回開催をしております。なぜこの数になったかといいますと、職務につきながらローテーションで受講していただきたいということで、実施させていただきました。

この中で職員に聞きますと、改めて認識したという部分もあったように聞いておりますので、今後も繰り返しやっていくと。意識改革を図っていくということが非常に大事かなというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

消防署のほうはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

消防職員につきましては、まず、先ほどの答弁にもありましたが、各中隊ごと、それから各課ごとに各職員が、この不祥事事案について話し合う、ミーティングというのをやっております。事案が起きて、報道された以降の10月下旬から11月初めにかけて1回、それから不祥事防止研修を受けてから、その受けてどう思ったかということで1回、それから先日来、他の消防本部で不祥事がありましたので、それを受けてもう一回やってくれということで、今取り組んでいるとこなんです。

その中で、今、不祥事研修を受けて、出た意見の中では、公務員としての今回の事案についての原因としては、公務員としての周囲の目のあることや、信頼を失う行為をしたことについての自覚が足りない。それから見て見ぬふりはしない。コミュニケーションが必要だ。あるいは一方的にしてはだめだということではなくて、こういった話し合いを持つことが大事だとか、そういった研修を受けて、当然受けたらこういった処分があるのも承知した上で、こうやって改善していこうという意見が出されております。これについては、引き続きミーティングをやっていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ぜひとも教育、やはり必要だと思います。教育したから必ずしも今回の貴ノ岩じゃないですけど、教育したから必ずそうなることはなりませんけど、それでも重要なやはりそうやってお互いに確認し合うことが大事だというふうに思いますんで、今後とも頑張っていたきたいというふうに思います。

総務文教常任委員会の中で、今後の取り組みの（５）番に懲戒処分に関する運用、糸魚川市懲戒処分等の公表基準の策定、運用開始というふうに今後の取り組みにあるんですけど、そのことにお伺いいたします。その後の経過、わかりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

公表については、不祥事防止マニュアル等で明記してあったわけで、書いてあったわけですけども、その具体的なルールといったものが不明確でありました。そういったことから、職員の懲戒処分等の公表基準というものを制定させていただいております。

この中では、懲戒処分を行った後、速やかに公表するものというようにあったんですが、それに加えて、事案発生後、重大な職務上の非違行為については、速やかに公表するといった文言をつけさせていただいたり、あるいは公表の方法も市のホームページといった限定だったんですが、市のホームページに、プラス報道機関への情報提供といったものも加えさせていただいて、ルール化を図っているところであります。

ただ、今後もしろんな事案が出てくる中で、見直しも必要だろうというように考えておりますので、必要に応じて改善をしながら公表に努めてまいりたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ぜひとも進めていただきたいと思います。これでき上がってるんですか、それともまだ計画というか、その段階ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

公表基準については、既にでき上がっておりまして、今、市のホームページで公開をしてるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

次に、（2）職員の、いわゆる地域行事への参加についてです。先ほど市長のほうから積極的にとありました。私、今回のこと、この職員、地域リーダーとして本当に頑張ってる。賞賛したいというふうに思っています。やはり昨今、いわゆる都市化してきて、その地域行事になかなか成り手がなく、参加もしない。そのリーダーにもならないという現状があるかと思うんですね。そんな中で、市の職員がこういうところのリーダーとしてやったことについては、やはりすごくいいことだと思う。

ただ、やったことがやはりちょっと重大で、大きなミス。それは大いに反省していただかなきゃいけないかと思うんですね。人材育成という部分から見ても、やはり失敗を、我々市民も議会もやっぱり寛容にならなきゃいけないというふうに思ってます。やはり悪意でやったことであるんなら、徹底して追及しなきゃいけないかと思うんですけど、やはり人間にはミスがつきものです。ですからもっと寛容になって、もっともっとそのリーダー、市の職員あたりはやはり地域のリーダーなり、そういうことになって公のために、皆さんのために頑張る姿を見せることがやっぱり大事だというふうに思います。その点、市長、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ありがとうございます。お答えいたします。

やはり職員においてもやはり一市民として、職務を離れば市民生活に入るわけでありまして。そういう中において、自分の持ち得るその知識を最大限に生かして、地域のコミュニケーションの発展に対して努めるべきと捉えとるわけでございますので、そういったところをまたいろいろ研修の中であったり、また指導の中で発揮させていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

なかなか個人的なことで難しいんですけど、消防長、当の本人はどんな雰囲気でおるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

お答えします。

本人は、大いに反省しております。反省をした上で地域の活動には、引き続き参加しておりますし、責任を果たしていくということで、今、会長についてるわけですが、去年から会長になって、会長は2年の任期だということで、その後の任期はわかりませんが、今回の任期については、頑張って務めていくということをおっしゃっています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ありがとうございます。ちなみには、来年はその行事をやめようという話も伝わってきます。私は、やはり失敗は失敗として、逆に来年こそ、ことし以上のことをすることが責任ではないかというふうに思ってますんで、ぜひとも消防長からも市長からも声をかけていただいて、いわゆる地域のリーダー的な立場に立つことがすばらしいことなんだというふうに伝えていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、3番目、子ども一貫教育の基本計画の中に、「ひとみかがやく 日本一の子ども」というふううにうたわれています。「ひとみかがやく」、いわゆる子供が最も瞳を輝くときというのは、どんなときというふうに、教育長、理解してますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

子供たちが、自分の夢を自分で描いて、自分でかなえるように、そういう教育環境をつくるのが、教育委員会、あるいは市の役目だと思っております。そういう環境の中で、子供たちが自分の力を発揮して、人からも認められる、役に立ったというところを感じることができる、そういう姿を見ることが一番輝いてる時期かと思っております。そういう子供がたくさん糸魚川市に育つように、子育て施設、また子育て支援、あるいは一貫教育の推進を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

私は、何度も言いますが柔道をやっておりました。実は、柔道で個人戦というのと団体戦というのがあります。個人戦で優勝したら、みんなガッツポーズもします。でも本当に瞳が輝いてる瞬間は、団体で勝ったときなんですね。もっと言うと個人戦ではなかなか力が発揮しないのも、団体になるとみんなのためとって、頑張る子がかなり多いです。そういう部分では、やはり団体スポーツというのは、本当に瞳輝く、人からも、俺も頑張ったんだぞと言える、やっぱりそういうときだというふうに思います。

ところが、昨今やっぱり団体スポーツがなかなかできない。少子化だとか、そういうことによつてできないと思う。そういうことでやはり先ほど市担当、中学校校長会とか、体育協会含めてというような話がありましたけど、ぜひとも、小学生あたりは別としてでも、高校生、中学生の意見を聞く会、やっぱり持っていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

石川こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 石川清春君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（石川清春君）

お答えします。

まず、学校長に春の段階で団体スポーツについて聞きましたが、ことしは、まだ何とか間に合うという返事でしたが、だんだん減っていくので、子供たちの話も聞けないうけないなということで、共通理解をしております。またそういう機会を見て、やっていきたいなと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

私は、中体連とか高体連が、やはりそこらが方針を出さないとだめだというふうに思ってるんですね。いわゆる今のスポーツは、中学校単位ですよ、大会は。それが地域単位になるとか、やっぱりそういうことにしていけないと、なかなかやっぱり糸魚川市の教育委員会だけ、それだけでは。もっと言うと新潟県の教育委員会も含めてですけど、そこらあたりがそうしようと言ってもなかなか難しいんだろうと思うんです。だから、全国運動を動かす必要もあるんだと思うんですね。例えば高体連も中体連もそうかもしれませんが、2つの学校が一緒になって野球のチームをつくるのか、いろんなことをやってますが、やはりそれではなかなか瞳は輝かないと思っております。

とは言いながら、市としてなかなか上部の、いわゆる国・県があった場合にできないんですけど、でも今のうちにやはりそういう意見を聞いて、それなりきのやっぱり皆さんの意見を聞いて、声を上げていくことというのは最も重要なことではないかと思えます。

人に笑われるかもしれませんが、私なんかは糸魚川中学校も青海、能生、東中学も含めて、糸魚川中学校にして、青海校、能生校、東校、そして、そうすれば今の制度でも糸魚川中学校として団体に出場できますよね。それなりきのやはりスポーツ、何でもそうかもしれませんが。勝たないとやっぱり燃えないもんです。そういう部分では、いろんな知恵があるかもしれません。今の言ったことが可能だとは思いませんけど、そういうことも含めて、いろんなことをやっぱり考えておくということが必要だというふうに思っておりますので、ぜひとも早目に進めていっていただきたいというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

非常に斬新な考え方を提案いただきました。1つの物の見方だな、それは。そういう見方もあるのだなというのを本当に感じております。いろんな生徒がおる中において、やはり生徒個々の、やはり自分たちの夢・希望というものはあるんだろうと思っております。なるべくやはり多くの、個々の意見を聞く中で、なるべくそれに沿っていけるような体制をつくっていくのが学校であり、地域、また家庭でなかろうかなと思っておりますので、また教育委員会の中においてもそういうのは、やはり必要だろうということの中で、また会議の中でしっかりその辺を論議していきたいと思ってお

ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ありがとうございます。昨今、本当に教員の、いわゆる多忙化、新聞をにぎわせてましたけど、やはりそれも含めて地域で育てていかなきゃいけないというふうに思ってますんで、そのためにはやっぱりまず最初の話し合いだというふうに思います。ぜひともそういう視点で進めていっていただければと思います。

以上、私の質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、山本議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。

再開を1時55分といたします。

〈午後1時47分 休憩〉

〈午後1時55分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕

○7番（佐藤 孝君）

日本共産党の佐藤 孝です。

通告書に基づいて1回目の質問をさせていただきます。

1、働き方対策について。

(1) 会計年度任用職員導入について。

① 2020年から導入される「会計年度任用職員」について、その概要と準備（実態把握、任用根拠の明確化と適正化、制度の整備）の進捗状況について伺う。

② 総務省の原案では、パート型、フルタイム型を問わず「会計年度任用職員」に対して給料・諸手当を支給するとあったものが、成案ではパート型について、切り離して期末手当

に限り支給可能とするとなった。糸魚川市はどう対応するか伺う。

- ③ 特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任用要件が「任用根拠の適正化」により厳格化され、それ以外の臨時・非常勤職員は、「会計年度任用職員」に移行するわけであるが、フルタイム型とパート型の振り分けの考え方について伺う。
- ④ 官製ワーキングプアの解消のためにも、現在の臨時職員の給与を下げ、諸手当でつじつま合わせをするようなことはあってはならないと思うがいかがか。
- ⑤ 「会計年度任用職員」は会計年度の末日が任期となり、再任用の可能性はあるものの、職務に専念などの服務規程に縛られ、年度末に向けて失業の不安に脅かされる。この対策について伺う。

(2) 糸魚川市職員の非正規率は、平成30年度は40.7%と昨年の37.6%から3.1%上昇し、合計360人へと増加した、臨時職員がです。定員適正化計画と比較すると、正職員数を適正化計画に合わせたために、臨時職員数を適正化計画に記載される適正数289人に対して71人も超過せざるを得なかったように見えるが、この点をどう考えるか伺う。

(3) 外国人実習生の働き方について。

出入国管理法改正で問題となった外国人技能実習生について、以下伺う。

- ① 糸魚川市内在住の外国人技能実習生について、人数・職種等を伺う。
- ② 当市での就業実態は、厚生労働省の「外国人技能実習制度」の目的にかなっていると考えているかどうか伺う。
- ③ 「外国人技能実習生」には、よりよい糸魚川のイメージを持ち帰ってもらって、糸魚川を第二の故郷にしてもらえたらと思うがいかがか。

2、温室効果ガス削減等の対策について。

(1) 「新エネルギービジョン」によると、太陽光発電と木質バイオマス熱利用の増加により、2012年度から2023年度までの11年間に熱量換算で5倍化を目指している。年間26,260ギガジュールの新エネルギーの生産を目指しているわけであるが、現在の到達状況と見通しについて伺う。

(2) 蓄電・蓄熱設備の導入支援、HEMS、これは家庭内エネルギー管理システムのことですが、及びビルの関係、BEMS、へムス、ベムスと呼びますが、この導入支援の現状について伺う。

(3) 「温暖化対策実行計画」の中の省エネ住宅の新築・リフォーム支援の現状について伺う。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目の1つ目につきましては、会計年度任用職員に移行すべく、臨時職員等の勤務実態を把握しながら精査をしている状況であります。

2つ目につきましては、国の通知や他市の状況も確認しながら検討してまいります。

3つ目につきましては、正規職員と同様の勤務体系である職員についてはフルタイム型、それ以外の職員はパート型になると考えております。

4つ目につきましては、諸手当で調整するようなことは考えておりません。

5つ目につきましては、臨時職員に対して適正な評価をする中で勤務を継続できるよう、丁寧な説明をしてまいります。

2点目につきましては、教育補助員や保育士など、政策的に市民サービスを維持・向上するために必要な増員であると考えております。

3点目の1つ目につきましては、30年3月末現在で59人であり、職種については、製造業が中心であります。

2つ目につきましては、目的にかなったものと考えております。

3つ目につきましては、糸魚川での生活を快適に感じ取っていただける実習生が多いと聞いており、さらに糸魚川に愛着を持っていただきたいと考えております。

2番目の1点目につきましては、29年度実績は、約1万9,000ギガジュールと推計いたしており、現在、民間事業者で調査している小水力発電が可動できれば、目標に達成できると考えております。

2点目と3点目につきましては、市としては現在、補助事業等を実施しておりませんが、必要に応じて、国等の補助事業を紹介するなどをいたしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

大きい1番の働き方対策です。（2）の市職員の働き方の関係を先にやらせていただきます。

市役所の正職員の数は、定員適正化計画による適正数どおりに削減が続いていて、平成30年度は、目標値526人に対して525人と超過達成になっております。

一方、臨時職員については、定員適正化計画による目標値289人に対して、実際は360人、71人も多くなっています。非正規率は上がり、40.7%にまでなりました。この1年間に3.1%増ですから、このままふえ続ければ、単純計算ではありますが、3年後には非正規率50%となってしまいます。

正職員数の適正化を進めるために臨時職員をどんどんふやさなければ、市の業務が回っていかない。こういった状況は、まさに正職員から非正規職員への置きかえが進められている。こういったふうに見えますが、この点はどうなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

まず、臨時職員がふえた理由からご説明をしたいというように思います。

その360人という数字でありますけども、通年雇用の社会保険加入者のみを計上させていただいております。こうした中で、市長が申しあげましたように、教育補助員、保育士、これが27年度末からに比べて、29年度、決算時におきましては、49人となっております。このほか社会保険の制度改正、これは具体的には、平成28年10月に改正されておりますが、社会保険はこれまで週30時間以上の方が対象でしたが、これが週20時間以上の方が対象になったということで、時間が少なくなりました。

この結果、34人の方がこの中の数字に入ってくるということになります。これを合わせますと83人になります。ただ、この中に社会保険の関係の人数の方もいらっしゃれば、今の保育園の保育士の関係、教育補助員の関係といった両方にダブルでカウントされる方もいらっしゃいますが、かなりの部分がこういった保育士、教育補助員の政策的要因、それから社会保険の改正が主な原因というように考えておまして、一般事務職員の臨時職員でいいますと、平成27年度は、ほぼ同じ数字ということで、ご指摘の置きかわったというようなことではないというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

定員適正化計画の人員費推計の表から割り出しますと、正職員1人当たりの人員費は688万となっております。臨時職員1人当たり人員費は216万円、680万円対216万円なわけです。人員費については、臨時職員は正職員の3分の1以下しかかかっていないということになります。臨時職員の増加と合わせると、まさに市が、官製ワーキングプアや格差社会を進める先陣を切ってるような感じがいたしますが、国に迫られて市がつくった定員適正化計画、これが正職員の残業、過労、臨時職員の増加、この大きな原因になってると思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

ご指摘の定員適正化計画につきましては、私ども行政改革の一環として策定してるというように考えております。それぞれ市職員の各年度の目標となる定数を定めているわけでありまして、これは効率的な組織運営のために取り組むべきものであるというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

先ほど臨時職員の数について、社会保険を掛けてる人だけと言われましたが、全国的には2016年度の全国の自治体正職員数は、274万人と言われております。非正規職員は、64万人と言われておまして、全国的な非正規率は19%程度であります。糸魚川市は40.6%、こ

れは2倍以上になります。全国と比べて、私はちょっと異常な非正規率だと思うんですが、そこら辺はどう考えておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

非正規職員の率が高い理由は、先ほど市長も申し上げましたように、教育補助員あるいは保育士といったところの増でありまして、基本的には政策的に対応するために他の市町村に比べて多いという状況だというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

そうしますと全国的な状況は、274万人の正規に対して、非正規64万人となっておりますが、この全国的な非正規職員の数は、どういうところまでカウントするんかちょっと詳しく調べてありませんが、こんなに2倍にもなって、違うもんなんでしょうか。全国的な64万人の根拠を私も詳しく調べてないですが、わかりましたらお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

全国的な内容については、承知はしておりませんが、私ども教育補助員でいきますと27年度決算時ではゼロ人でした。これが29年度決算時では46人という数字になっております。これは他の市町村に比べてもかなり多い数字ということで、こういった政策的な配慮、特にお子さんたちの学習活動を補助するために多く配置してるといったところで差が出てきているものというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

どちらにいたしましても市の臨時職員がこれだけふえるということは、臨時職員の収入について見ると、やっぱり正職員の3分の1ぐらいと非常に安いわけですし、これは官製ワーキングプアの増加、どんどんふえると1人当たりの糸魚川市民の所得を押し下げる。そういうことにつながるとは思います。そこら辺についてはいかが考えたのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

今、臨時職員の中でも比較的時間の短い勤務を希望される方もいらっしゃいます。基本的には、私ども賃金を含めた雇用条件をハローワーク等々を通してお示しして、その中で募集をしております。これに応募された方を採用するということでもありますので、こちらの希望と働かれる方の希望が一致した中で、皆さん納得して働いていただいているというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

どっちにしましてもこのままふえ続けるかどうかはわかりませんが、非正規率40%以上というのは、私ちょっと調べたところ沖縄県くらいで、ほかこんなところは余りないように見受けられます。私はどうしても定員適正化計画を改めて、減らし過ぎた正規職員をふやすべきじゃないかなとずっと思っておるわけです。

こんなときに出てきたのが、会計年度任用職員の制度であります。会計年度任用職員の制度の導入に向けた事務処理マニュアル、昨年8月に出されたものですが、これによると地方公務員の臨時非常勤職員は、平成28年4月で64万人へと増加し、地方行政の重要な担い手となっている。こう記載されております。

また、フルタイムの会計年度任用職員については、勤務時間も服務規程も一般職と同様で、懲戒処分の対象ともなり得るもの。こう書かれております。責任や義務は、確実に重くなったと言えます。にもかかわらず、任期は基本的に会計年度の末日であります。給付面についてもマニュアルの各論には、給料、旅費及び一定の手当の支給対象とし。こう書いてありますが、総論、一番初めのほうには、総論の改正法の趣旨の項ですが、期末手当の支給を可能とするという書き方となっております。

つまり、この書き方では期末手当があるともとれば、ないかもしれないともとれる。そういう書き方になっております。これは確かに国やほかの市の状況を確認してやらんきゃいけないということですが、これは本当に先はどうなるかわからない、臨時職員の方にとってみれば。そういうふうに思います。こういう点は、他市の状況を見ながらでもいいですが、臨時職員の方や、これから募集に応募する方については、しっかりと市の条例なりで決めて、はっきりした説明をしてもらわないといかんと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

佐藤議員のおっしゃるとおりだというように思っております。これまでルール等が明確でなかったものが、今回の会計年度職員の中ではルールを明確にしようということでもあります。

ただ、まだ不明な点、どうしていいかわからない点というのがあります。こういったことから、11月からなんですけども、県内の全部の市町村と新潟県、県にも入っていただいて、会計年度任用職員制度に係る担当者勉強会というのが発足しました。目的は、この制度における情報交換と、それから情報収集ということでありましたので、こういったものを通じる中で、他市の状況を踏まえ、糸魚川市に合ったものを制度設計してまいりたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

確かに課長言われるとおり、このマニュアルを見ましても本当にどうとっていいかわからんところが結構あります。そこで確認させていただいてるわけですが。

じゃあ次に、会計年度任用職員の給与は、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の給与の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上、必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきもの。こう書かれております。この文言を見ますと、同じ職務に採用された場合とかは、前年度の給料よりも上がる可能性を期待させるものであります。

一方、再度の任用、こういうところの項には、次のような表現があります。

任期の終了後、再度、同一の職務内容の職に任用されることはあり得るものですが、同じ職の任期が延長された。あるいは同一の職に再度任用されたという意味ではなく、あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理される。こういった記載もあります。この判断についてですが、再任用にされて、同じ職務につく場合、昇給はあるのか、ないのか、こちら辺、今のところどう考えておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

現時点では、どうなるかというのは一概に申し上げることができない状況であります。先ほどの県内市町村の会議、あるいは国や県の動向を踏まえる中で、制度を構築・検討してまいりたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

まだまだこれからということらしいですが、マニュアルでは、空白期間、これは任期が終わってから、次の雇用するまでの間に間あけるとか、そういうのが空白期間であります。マニュアルでは、空白期間の適正化についても述べられています。

任期切れ後、空白期間があると臨時職員の方にとっては、健康保険や年金の点でも不利益な点があったりします。この空白期間の適正化、これへの対応については、どう考えておりますでしょうか。

か。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

空白期間につきましては、どの自治体もどうしていいかということで、今、議論をしているとこだというようにお聞きしておりますが、いずれにしましても国の通知、あるいは先ほどの情報交換等を通じる中で、適正な対応をしてまいりたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

本当に今のところどうなるかわからんような制度であります。そう理解しました。会計年度任用職員は、このマニュアルによりますと、一般職の地方公務員、こういう形になると書かれております。糸魚川市の定員適正化計画とのかかわりについて適正数の変更とか、そういうのはどう考えておられますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

現在、持ちまして糸魚川市の定員適正化計画につきましては、平成28年度から32年度という形でつくらせていただいております。もう間もなく改定の時期を迎えることとなります。来年度には、国のこのぐらいの人数だといったような報告、適正事項といったような指針を示されるというように聞いておりますので、平成33年以降の新たな適正化計画をつくる中で、糸魚川市が持続できる職員数を維持していかなければならないというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

これは糸魚川市内の臨時職員のことではありませんが、新潟市近辺の人です。40代になった女性から話し合う機会がありまして、お聞きしました。

20代半ばから臨時職員を繰り返してきた。そのうち正職員の人が、職務のやり方について教えてくれと聞きにくるようになった。同じ職務について15年以上たった。この間、縁に恵まれず独身を通してきた。40歳を超えたときに気がついた。後から入ってきた正職員に仕事を教えたりしながら、自分は低給料、このままだと年金をもらうようになっても生活していけない。昇給のある民間に入ろうとしたけども、面接で自治体の臨時の職員は、職歴となんてみなせないよ。こう言わ

れたそうです。このままで臨時職員で60歳、65歳まで行くのかなと思っていると。両親に長生きしてもらおうかしょうがないかと。そんな話を聞くことができました。

この今もお答えありましたように会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルには、曖昧な部分が多く、今、課長でさえそういったぐらいですから、私ら見ても本当にどう理解していいかわからないところがございます。会計年度任用職員が責任、義務だけ重くなり、その名前からもわかるように会計年度末が任期であり、給与等の待遇も運用の仕方、よくも悪くもできる。こういったマニュアルになっていると思います。

ぜひこの運用につきましては、県内の、県や他の自治体と相談してということが、この後あるようですが、ぜひともこれは働く人の立場に立った運用をしていただきたいと思います。市民の暮らしや健康を守ることが市の仕事だと思います。官製ワーキングプアと言われる状態を改善し、臨時職員として市の業務についている子育て世帯の人たちの生活を安定させてこそ、少子化対策の道も見えてくると思います。市が先頭になって、非正規率を上げて、官製ワーキングプアを増加させているようでは、民間のやり方はそれに追随し、非正規や派遣がふえてくるばかりだと思います。

続きまして、外国人技能実習生の働き方についてです。

技能実習生制度の目的は、こう書かれております。我が国で開発され培われた技能、技術、または知識の開発途上国等への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力すること。こうなっております。

私は、例えば農業関係だったら、そういう技術を学んで、自国へ持つということはあるかと思いますが、なかなかそうではないんじゃないかと思います。10年以上前の研修生という制度の時代から、現代版女工哀史、こう言われたり、奴隷労働とか言われて、たびたび問題が明らかになっております。

現在国会で審議中の出入国管理法改定案に絡み、最近の事態が国会でも明らかにされてきております。悪質なブローカーによる出国準備や送り出し教育で多額の借金を負わされるやり方、日本へ来れば日本で、受け入れ企業でのパスポートや預金通帳の取り上げ、何かちょっとあると強制帰国させるという脅し、セクハラ、こういった人権侵害が横行している。全ての会社がというわけではないですが、これが明らかになっております。結果、2017年度だけで7,000人を超す失踪者があったことが明らかにされております。2018年度は、昨年を上回るペースで失踪者がふえているそうでもあります。

糸魚川市にも先ほど市長からお聞きしたように、外国人実習生、市長の話では59人とされましたが、来ております。この12月以降もある1社だけですが、1社についてだけしかわかりませんが、ベトナム人技能実習生が12月以降、二十数名も来ると言われております。それで四、五人が期間を終えて帰国するという事になってるらしいです。

糸魚川市内の企業での失踪とかそういう話は聞いておりませんかでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

関係機関に照会いたしましたところ、個別の案件につきましては、非公表であるということであ

りますので、詳細は把握できておりませんが、市内の外国人技能実習生に関する失踪者の情報は確認されていないとのございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

失踪原因につきましては、政府は、より高い賃金を求めて、こういう理由の失踪が3分の2あると言っていたんですが、実は、同じ3分の2、67%が最低賃金以下で働かされていた。これが判明しております。これは失踪者のうちのです。

企業が人件費削減のために技能実習生制度を悪用しているとしか考えられません。これにつきましては、アメリカの国務省も人身売買に関する年次報告書、こういったものの中で三度にも四度にもわたって、日本のこの制度、もとは研修生制度、今は技能実習生制度ですが、この廃止等を提案しているところであります。

少なくとも糸魚川市では、最低賃金や労働基準法を犯すような就業形態で外国人技能実習生を扱うようなことがあってはならないと思いますが、いかが思いますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

当市に限らず外国人技能実習生制度を初め、それぞれの雇用につきましては、ルールを守り、制度・目的に沿って適切に、適正に運用されなければならないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

それは当然のことなんですが、ここは糸魚川の議会ですから、糸魚川市内では少なくともそういうことがないようにしっかりやってもらいたいということなんですが、そこら辺についてお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

市内の外国人実習生を受け入れをしております数社にお聞きしましたところ、糸魚川市におきましては、しっかりと対応しておりまして、そのようなことがないというようにお聞きをいたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

外国人技能実習生に関する労働政策研究研修機構という団体が、2014年に行った帰国実習生フォローアップ調査、こういうものがございます。その結果によりますと、一部ですが、日本での実習で役立ったこと、これは幾つかの項目がありまして、丸を幾つつけることも可能なんです、その一番目が習得した技術・技能、これが69.1%、2番目が日本での生活経験、これが62.2%、3番目が日本語能力の習得で、これが60.8%だったそうです。日本の悪徳ブローカーの中には宿舎からの外出を制限したり、結婚、妊娠、労災を理由に強制帰国させられたりする場合があります、大変な人権問題であり、許せないと思うわけですが、このフォローアップ調査の結果からは、日本での生活を楽しみたい。こういう気持ちを読み取ることができます。

外国人技能実習生は、現に糸魚川に住んでいる人たちです。市は、インバウンドに力を入れているところです。せっかく何年か住みついてくれる外国人が集団でいるわけです。この人たちに糸魚川をきちんと紹介し、市のイメージアップをしたらいかかと思いますが、そういった考え方はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

外国人の技能実習生は、その形態によりまして在留期間が定められておるわけでありまして、在留中、また国に帰られた後についても糸魚川に愛着を持っていただくことが非常に大事なことだというふうに思っております。

また、受け入れ企業と実習生が望まれるようであれば、そのような何らかの取り組みも検討する必要があるのではないかというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

今現在は、ベトナムからの観光客は少ないかもしれませんが。日本では、この前の戦争の思いが残っていて、東南アジア人を蔑視する傾向があるのではないかと私は感じています。そんな中で、東南アジア人を人権無視して酷使して、自分たちがもうけさえすればいい。こういう会社の中にあるのではないかと思います。こういう考え方は、きっぱりと改めるべきだと思っております。

市は、外国人技能実習生について、先ほど課長言われたように、企業任せにせず、糸魚川市に住む、住民を守る立場が必要と思っておりますが、今後とも企業やなんかに状況を確認したりしてもらいたいと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

今年度につきましても昨年と比較して、技能実習生がふえている状況でございますので、今後と

も企業と連携する中で対応をしまいたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

これはきょうのニュースでちょっと見たんですが、2015年から2017年の3年間で69人の技能実習生が変死しているそうです。これは自殺、溺死、凍死、こういうのが69人もおるそうです。派遣会社を通じて市に住んでいる人たちも糸魚川市の住民であります。この人たちが現在の格差社会の中で困窮することがないよう糸魚川市が両手を広げて応援する姿勢を示すことができれば、人口減対策や嫁不足対策にも光が見えてくるのではないかと思います。ぜひとも、企業と相談と言われましたが、そこばっかではなくて、企業任せにした結果が全国のひどい人権無視の状態でありますから、アンテナを広げて今後とも取り組んでいただきたいと思います。

次に、温室効果ガス削減等の対策についてです。

異常気象は、ことしも続きまして、この12月になっても最高気温が23度を上回る。こういう日がありました。東京では、木枯らし1号がいつになっても吹かない。こういう状況になっております。10年先にはどんなことが起こってるやらと思う次第であります。

こういった中で、温室効果ガス削減対策が取り組まれているわけですが、ことし九州電力では、太陽光発電の一部の事業者に計6回発電停止を指示しました。ことし九州電力では、2基の原子力発電所を再稼働し、昼間の9時から16時の間、太陽光発電が多い時間ですが、その時間、電気が余るからという理由で太陽光発電の発電ストップを指示したそうです。九州電力管内では、太陽光発電の導入量が800万キロワットを超えて、時間帯によっては、電力需要の80%を賄える時間がある。こういう状況になっているそうです。太陽光発電の買い取り価格は下がっており、今の状態では、売電目当ての設備をつくってもなかなかもとがとれない。こういった状況になってきていると思います。

現在、私は能生ですが、能生の能生川の支流の島道川、あの島道川沿いの雪の降る地域にもソーラーパネルをつけた家がございます。冬場の寒い時期でも雪さえ積もらなければ発電量がそこそこあるそうであります。発送電分離がされていない日本では、送電設備を持つ会社の思惑が優先されて、太陽光発電新エネルギーの買い取りがストップさせられる。そういう可能性があります。その辺を考えると、先ほどから言われてるようにエネルギーの地産地消、これが有利になるわけです。太陽光発電については、現状では自宅で消費して、残りを蓄電して、日照のない時間帯に使う。そういうような形がいいのかもしれませんが。そうすると電気エネルギーの保存と節約の問題が出てきます。

先ほど1回目の質問で質問しました蓄電設備、それから家庭内エネルギー管理システムHEMS、こういう設備が脱炭素社会に向けて、家庭の必需品になってくるのではないかと考えて、先ほど市内の状況を確認させてもらいました。

ところで、ペレットストーブが熱利用として勧められているわけですが、この考え方についてですが、木材は有機物であって、自然に腐らせても二酸化炭素を出す。燃焼させても酸素と結合して、二酸化炭素を出す。結局、水と二酸化炭素になるわけですから、燃やしても発生熱を利用するだけ、

ペレットとかストーブ等のほうがエコである。そういう考え方でよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

木材等に関しては、やはり当然、燃焼したり腐ったりするときにCO₂なりを排出するというところでございますけども、もともと木材が成長するとき、過程で大気中からCO₂を吸収して、それが成長したものということで、トータルとしてのCO₂の量が増えないという考え方で木材等の燃料については、カーボンニュートラルというふうに呼んでみたいでございまして、そういう面でそういう木材についてはCO₂の排出、大気中への排出と吸収が並行しているという考え方というふうに聞いております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

そうしますと一般的なまきストーブも同じように、ただ腐られても二酸化炭素と水を出して朽ちるわけですから、まきストーブも同じようなエコと考えて、その熱を利用するだけということを考えてよろしいかと思いますが、そこら辺はどんなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

基本的な考え方としては、議員おっしゃるとおりというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

説明ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、佐藤議員の質問が終わりました。

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。

再開を2時50分といたします。

〈午後2時40分 休憩〉

〈午後 2 時 5 0 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発言通告書に基づいて、1回目の質問を行います。

1、市職員の不祥事とその隠蔽体質の改善について。

(1) 8月5日の野焼きと失火の検証について。

強風だった駅北大火の教訓を無視、野焼き禁止を無視、消防への無通報が、なぜ起きたのか、検証結果はどうなっているか。

(2) 不祥事発生後の対応マニュアルが機能しない理由について。

① 市議会への配慮や監査委員の指摘をなぜ無視するのか。

② 行政がみずからつくったルールをなぜ守らないのか。

(3) 権現荘経営問題の検証について。

① 「帳簿や記録がないため不正の判断ができない」との監査委員の指摘はあるが、なぜ帳簿や記録がないことを検証しないのか。

② 平成29年7月の元支配人の自主返納の申し出と平成29年4月と5月の市の顧問弁護士に自主返納を相談したとの答弁の整合性はどうか。

(4) 不祥事対策について。

① 公益通報の徹底と強化をどのように取り組むのか。

② 怠慢、不手際、過失の定義と悪質性の程度の明確化はどうするか。

③ 不祥事についての第三者委員会の設置義務条例を制定すべきと考えるがどうか。

2、子供の生活向上について。

(1) 小中学校におけるトイレの全面洋式化について。

学校の避難所機能として、洋式化にすべきと考えるがどうか。

(2) スクールバスについて。

① 糸魚川市地域公共交通網形成計画の事業21で、公共的交通から地域公共交通利用への転換とあるが、利用方法について不安の声がある。今後どのように進めるのか。

② 不審者対応の観点で通学距離の基準に加え、通学路の状況も利用基準に含める検討をすべきと考えるがどうか。

(3) 小中学校普通教室へのエアコン設置について。

① 市の設置スケジュールはどうなっているか。

② 避難所になる体育館へのエアコン設置をどう考えているか。

(4) 災害時の対策について。

- ① 液体ミルクの備蓄や保管場所などの取り組みはどうか。
- ② 通学路のブロック塀とともに積雪の被害防止策はどうか。

(5) 「置き勉強」について。

使わない教材を教室に置く対応をすべきと思うがどうか。

3、動物愛護の取り組みについて。

(1) 災害時のペットの同行避難の具体的な対応について。

- ① 災害に応じた避難場所の選定や受け入れ態勢は整っているか。
- ② 避難に備えた飼い主のペットのしつけの周知はどうしているか。
- ③ 避難所における狂犬病対策として、予防注射の把握はできているか。

(2) 野良猫の対応について。

- ① 野良猫の避妊・去勢手術の制度周知は行っているか。
- ② 野良猫の手術には区長等の承認が必要となるが、その周知や説明はどのように行われているか。
- ③ 野良猫の捕獲は行政では行わないとのことだが、動物愛護団体やNPO法人等との連携はどのように行っているか。

(3) ペットを飼っている方の把握について。

- ① ひとり暮らしでペットを飼っている方の把握はどうしているのか。
- ② 動物の虐待や多頭飼育の情報把握は行っているか。
- ③ ペットの飼い方について、定期的な指導やアドバイスは行っているか。

4、子供に特化した特色ある駅北まちづくりについて。

「日本一の子どもづくり」と「0歳から18歳までの子ども一貫教育」を行う糸魚川市として、子供の福祉と教育に特化したまちづくりを進め、「基礎学力と基礎体力が身につくまち」と「きめ細やかな子育て支援のあるまち」を目指すべきと考えます。

(1) 子供の福祉と教育の行政事業の拡充について。

- ① 国・県・市による広域子育て相談支援ができる拠点化はどうか。
- ② 基礎学力と基礎体力が身につく情報提供する拠点化はどうか。
- ③ 育児をする保護者がリフレッシュできる空間の提供はどうか。
- ④ 子供の好奇心を生かした楽しい学びの習慣づくりの提供はどうか。
- ⑤ 何度も訪れたい子ども図書館の設置はどうか。

(2) 民間による子供関連事業の拠点集約化について。

- ① 教材、遊具、玩具、楽器、スポーツ用品などの店舗の集約はどうか。
- ② 音楽、スポーツ、芸術、文化の習い事の提供や案内の集約はどうか。

(3) 子供の体験学習会と子供市場、いわゆるマルシェみたいものになりますが、そういった定期開催について。

ものづくりや調理の体験や疑似職場体験などの実施はどうか。また、間伐材によるアスレチック広場の提供はどうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

保坂議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、市民の模範となるべく消防職員としての自覚の欠如が招いたもので、再発防止を含め、職員一丸となって綱紀肅正に努めてまいります。

2点目の1つ目につきましては、今回の件では、結果的に議会への報告が遅かったと反省いたしております。

2つ目につきましては、ルールの中で不明瞭な部分を明文化し、対応してまいります。

3点目の1つ目につきましては、公会計により処理をしていたものであり、帳簿管理につきまして過失、不手際、怠慢により経営改善が図られなかったものであります。

なお、議会や監査からの指摘を受け、記録を残すよう対応いたしております。

2つ目につきましては、4月、5月の弁護士との相談については、警察からの事情聴取の中で6月ごろに基礎または不起訴が決定されるものと感触を受けたことから、弁済も含め、その後の対応を相談したものであります。

4点目の1つ目につきましては、不祥事防止研修等を継続的に行うことにより、徹底してまいります。

2つ目と3つ目につきましては、発生した案件により、総合的に判断し、対応してまいります。

2番目のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

3番目の1点目の1つ目につきましては、地域防災計画に基づき、新潟県や関係機関と連携し、受け入れ体制を整えることといたしております。

2つ目につきましては、狂犬病の集合注射などの機会を利用し、周知を行っております。

3つ目につきましては、避難所において予防接種の有無を確認することといたしております。

2点目の1つ目と2つ目につきましては、新潟県による周知のほか、市ホームページによる周知をいたしております。

3点目につきましては、県の保健所や上越動物保護管理センターを通じて情報共有を行っております。

3点目の1つ目と2つ目につきましては、犬の多頭飼育以外は把握いたしておりません。

3つ目につきましては、飼い方講習会の開催通知やチラシの配布などを行っております。

4番目につきましては、現在、駅北復興まちづくり市民会議において、まちづくりの方向性について検討いただいておりますので、その結果を踏まえた上で施設の基本的な構想や計画づくりの際に検討してまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

保坂議員の2番目の質問にお答えいたします。

1点目につきましては、現在全体で約57%が洋式トイレとなっており、順次、洋式化を進めてまいります。

2点目の1つ目につきましては、通学に利用しやすいダイヤの編成や運行経路の見直しをしており、該当する学校の保護者向け説明会を開催するなどの対応をしております。

2つ目につきましては、不審者対策としてのスクールバスへの乗車は、現在のところ考えておりませんが、災害時や豪雪時など通学に危険と判断した場合は利用の検討をいたします。

3点目の1つ目につきましては、本定例会にエアコン整備のための補正予算を上程しており、小・中学校全ての普通教室に来年夏までに設置できるよう準備を進めております。

2つ目につきましては、夏の災害発生時の必要性は認識しておりますが、避難所は学校、体育館も含め、公共施設全体で検討してまいります。

4点目の1つ目につきましては、安全性はもとより、国内での生産体制の確立時期や保存期間等、最新情報の入手に努め、検討してまいります。

2つ目につきましては、現地を調査し、マップを作成するなど危険箇所の点検を行い、災害時に危険回避できるよう指導してまいります。

5点目につきましては、各学校において通学時の負担軽減について工夫するよう指導しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

お願いいたします。2回目の質問を行います。

まず、市職員の今回、野焼きに対する意識というのは、どのように確認をとられてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

市職員が野焼きについてどのように考えてるかということは聞いてはおりませんが、市職員に対して、消防職員、それから消防団員に配付をしました野焼きについては、こういう理由で禁止されている。例外はこうだ。やってはいけないと。そういった文書を全員が閲覧できるようにグループウェアを通じまして、見るようにということで指示して、閲覧にしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私が聞きたいのは、今回の野焼きをした市職員が、要はなぜ野焼きをしたのか、その背景なんですね。そういう背景をきちんと検証しないと、またそのときそのときの感覚、ましてや飲酒をしている場合だとか判断が鈍ってしまうとか、いろいろあるもんですから、そうした雰囲気、背景、そういったところの検証はどうなっているかということでお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

消防職員につきましては、先ほど山本議員の質問にもお答えしましたけども、全職員が交代勤務者はそれぞれの中隊ごと、それから日勤の職員は各課単位で今回の事案に関して、なぜこのようなことが起こってしまったのかという反省も含めてミーティングをしております。

その中で、やはり消防職員として119番通報、それから野焼きの禁止ということは十分承知している中で、本来そういうことをしないように、また、通報するようにと。すべきであったということを各自話し合った中で、やはり知っていながらやらなかったかということは、職員の自覚がなかった。自覚すべきだということで、消防職員としては研修をしております。

〔「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後3時04分 休憩〉

〈午後3時05分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

本人に聞き取り調査をしております。その中で、やはりなぜかと言われてみると、本人自身も本来やってはいけないということを知っていながらやったということは、その場の流れの中でやってしまった。誰が言い出したかということもはっきりしない中で、片づける中でやったということは、本当に自覚がなかったためであると。そういうことで片づけに一生懸命になって、その中でバーベキューの火を消す流れの中で野焼きをしたということで聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そうしますと、やはり定期的に行われてたイベントであるかのようにお伺いしておりますが、周りにいる市民、また消防団員もおられたということなのですが、やはりそういったイベントのときに、きちんとかうしたルールの徹底というものを、やはり声を上げていかないといけないんじゃないかというふうに考えます。

今回そこまで自覚していながら、もしやったということでは、またそれはそれで問題なんですけども、その辺はどのように、今度指導をしていきますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

消防職員につきましては、この事案につきまして、私からも訓示をしておりますし、それぞれ先ほど言ったようにミーティングで考えさせております。やはり、してはいけないと上司が言ったときには、神妙に聞いておりますけども、それだけでは身につかないと考えておりますので、みずから考えて行動を律するというので、ミーティングで取り上げるようにしております。今までこの事案が発生したときにわかって、報道された以降の10月下旬から11月上旬に1回、それから不祥事研修をやった後に、その反省も含めて1回話し合いを持っておりますし、最近ほかの消防本部でも不祥事が相次いで報道されたのを受けまして、それについて各自ミーティングで検討するようという指示を出しまして、今やっております。

その中では、最初は何といいますか、こういうことはしちゃいけないという打ち抜きの話をしていたんですけども、ここへ来て、消防職員として市民の模範となるべくようにみんなで話し合ってお互いに注意し合って取り組んでいこうと。前向きな方向の意見も出てきておりますので、これを引き続きやっていながら、野焼きにつきましても、定期的に野焼きの禁止であるということを取り上げて、話し合いをする中で確実にそういった危険、不祥事をやらないよう職員として常に自覚をするように取り組みを進めてまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

一言注意というか忠告したいのは、やはり消防士という職業柄、もしそういうイベントがあれば率先して野焼きは禁止していくべきだと。そこで声を上げる立場の人ですよね。それが一緒になって野焼きをしたということは重大な、自覚の欠如なんてもんではないですね。指導的立場の人間が、そこにいたこと自体がもう大変な問題であります。その認識については、もう十分反省しているというふうに伺っておりますけども、何度も何度もやっぱり言っていただきたい。

次が問題なんです。

野焼きについての認識は、自覚はなかった。でも消災に対して無通報であったと。これはどういふことですか。この背景って何かありますか。聞いてますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

お答えします。

それにつきましても何度も問うんですけども、やはり目の前に火を消すことに一生懸命になってしまって気づかなかったということでもあります。目の前の火事を消せるのではないかということで、一生懸命消してるうちに消防隊が到着したというふうに本人は言うておまして、全くそれについては自分の自覚がなかったことが原因だというふうに言うております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ただ、大人の判断として、誰かに通報してくれと一言言えばいいだけですよね、消火活動しながらでも。ちょっと私には合点がいかない。だから今回、この質問の項目のように隠蔽体質というのが根強くあるんじゃないか。そこを改善しないとイケないんじゃないか。そういう思いで今回、質問させてもらっています。ここはきちんと確認とってもらいたんですけど、いかがですか。どういうつもりで無通報だったのか。隠したかったんじゃないんですか。その辺確認とりましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

お答えします。

隠そうというつもりはなく、先ほど申し上げたように目の前の火を消すことに一生懸命になって、通報を失念してしまったということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ではそのように確認をとったということですね。わかりました。

次に、この日の状況です。

高温で、風も少し、五、六メートルですかね、吹いていたという中で、この火の扱い、これはどういうことですか。こういう高温で乾燥してる状況の中で野焼きを行うというこの判断は、どう捉えますか。確認されましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

あの状態で、当日の状態では火災警報が出ていれば、火をたくことは禁止になるんですけども、

出ていない状況ですので、火入れをすること自体は禁止されているわけでありませんが、消防職員という立場であれば、当然こういった天候では、火をたくべきではないという判断をすべきではなかったのかというふうに、私どもは考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

残念ながら、今回火入れという言葉を使いましたが、今回は野焼きは野焼きでもバーベキューで出たごみですね。市は一生懸命分別をして、こういうときには持ち帰りましょうという、そういう運動論があるかと思います。その辺も自覚がなく、欠如してたということによろしいんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

ごみにつきましては、適正に分別をして、それぞれ適正な処理をするということが当然であります。それをやらなかったということは、やはり自覚はなかったということで判断をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今回の野焼きの件については、市職員としては、市の処分はもう下っていると。10月1日付で下っております。

ただ、全国のいろんな事例を見ますと野焼きについては、場合によっては罰金等のそういう刑罰も出てるんですが、今回は該当しないということで、その辺はよろしんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

この事案につきましては、警察も調査を、捜査をしておりますので、その結果によっては何がしかの検察庁の判断なろうかと思えますけども、起訴なり、それを受けての刑事処分がある可能性があります。それにつきましては、本人からそういう事態になったときには、本人から報告を受けるようにしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

それから、このときの総務文教常任委員会でも確認させていただいてはいるんですけども、この

消防団のポンプ車の使用ですね。消防団の活動服を着ないまま取り扱った問題というのは、かなり重大な問題であるかと思うんですが、その辺は消防職員から見て、きちんと通報してからやるという、これすらもできない状況だったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

結果といいますか、現状は、今おっしゃったように通報なしで車をとりにいってバーベキューの格好したまま消火活動をしたということでございます。今からといいますか私ども考えるに、まずは119番通報をして、出動内容の命令を待って出動をすることは可能であったというふうに思っております。ですから、不適切な対応ということで、消防団では重く見まして、当該消防団員には嚴重注意処分をして、全消防団員に団長名での通達をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

最後、確認いたしますが、今回、通りかかった方が通報してくださって、消防車も駆けつけて、火は大きく広がりませんでした。でも駅北大火の教訓からすれば、風があって、乾燥してて、飛び火ですよ、ああいうことがあって大火になりました。このときのいろんな背景を考えたときに、悪い条件が全部そろってしまっている。しかも通報もしていない。自分たちで消そうと思って、消しとめられればいいかもしれないけど、それが広がってたら、じゃあどうするんだというところを懸念するわけですね。これで民家が燃えてしまったなんてことは、本当に大変なことであります。そういったことを考えると、どうしてもやっぱり厳しい対応をせざるを得ないんだろうなというふうに思っております。その辺の今いろいろ対応はしてるというふうにあるんですけども、もう一段厳しいことも考えなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その辺いかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

今後の防止と、この件については本人に十分厳重に注意しておりますし、本人は処分を受けたところです。今後の対策として、先ほど申し上げたミーティングを引き続きやってくということと、9月末に設置をしました、消防本部内で設置をしましたハラスメント等撲滅委員会、常にこういったことにつきまして取り上げて、対策をとってまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今回の事案が明るみになって、市民からの目線で見た場合に、市民からはこういった野焼きをや

って、処分がこの程度だというふうな認識がされております。今後、野焼きに対する注意喚起のときに心してかかっていかないと大変厳しい状況かなと、私は思っております。その辺もぜひ丁寧な野焼きの、この法令遵守に向けた努力が必要かと思っておりますので、その辺、またよろしく願います。大変な中でやらなきゃいけないと思っておりますけど、でもやるしかありませんからね、よろしく願います。

じゃあ次2点目、不祥事発生後の対応マニュアルが機能しない理由についてであります。

市議会への配慮、監査員の指摘をなぜ無視したのかと。無視なんですね、軽視ではなくて、ルールにあるのにしなかったということなんですね。織田副市長は、判断ミスだということなんですけど、マニュアルに対して判断ミスというのはどういうことか。説明いただきたいんですけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

職員の不祥事発生時の対応マニュアルにおきまして、市民の代表である議会への説明についても配慮することとあり、その配慮の捉え方なんですけど、具体的なルールが明確でなかったというように思っております。

ただ、その時点では、10月23日の記者懇談会で報告を予定し、その前の16日ごろまでに市議会に説明する予定であったと。このあたりが、結果的にはそういうことにつながったというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

その10月23日の記者会見であるとか16日というその設定というのは、じゃあいつ正副議長等に報告入れたんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

結果的には、説明をしなかったと。こういう日程でいきたいというように私どもが考えた日程ということになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

子供が考えてもそんな理由成り立たないんですよ。10月4日にマスコミが取材入って、その後、正副議長、所管の委員長に報告があったわけですよ。その後の話を皆さんされてるわけですよ。

だめですよ、そんなの。理屈通らないでしょ。だから、ルール違反だというんですよ。何で素直に認めないんですか。そっちのが怖いですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

確かに、結果的にはルール違反というような形でとられてもやむを得ない部分があるかも知れませんが、文言として、配慮をするという表現の中で、そういう判断をしていったということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今の答弁でよろしいですか。私だけの答弁じゃないんですよ、今の答弁って。議会全体に対して、じゃあ不祥事が起こったときにこういう対応でよかったと今言っちゃったんですよ。とんでもないこと今言いましたよ。今後も、じゃあそういう対応になるのかと、今言われたから改善してるだけの話であって。こんな市の職員で、駅北大火があって、こんな重要な問題を逆じゃないですか。みんな隠したかったんじゃないんですか。そこいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

決して議会軽視という認識でやっていたわけではありません。ただ、こういった事案を踏まえる中で改善に努めていかなければならないというように考えております。

〔「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後3時22分 休憩〉

〈午後3時23分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

反問を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

申しわけございませんが、再度ご質問をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

つまり、今議会に対しての今回の対応が、皆さんの常識だとしたら、とんでもない話になると。この事案があってから、今改善されてますけど、それまではそういう感覚でいたのかということですよ。議会には軽視してないと言いましたけど、軽視どころじゃないですよ、無視してるんですよ。そこに反省の弁はないんですか。

○議長（五十嵐健一郎君）

反問を終了いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

結果として、隠蔽しようとかいったこともないですし、議会軽視というつもりはなかったんですが、結果としてこういうことになったということで、現在反省をしているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

それで不明瞭な、自分たちでつくったものは不明瞭なマニュアルに沿って考えても、皆さんはこれについて議会に報告するかどうかって、多分、考えたと思うんですよ。誰一人も議会に報告しなきゃいけないと思わなかったんですか。その辺の経過どうですか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

先ほど記者懇談会の前に議会へ報告しようといったことで、議会に報告しなければならないということは意識しておりましたし、ただそれが結果的に遅くなったということで、反省をしているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

では、皆さんは8月5日にあった事案で、たしか7日の日に、事のてんまつ書というのを吸い上

げて、8月5日の発生ですよ。で9月には9月議会もあって、10月1日付でホームページに処分を公表。しかもその後にマスコミの取材が入って、議会報告ですよ。これは皆さん、こんなにたくさんおられる中で、議会の報告は、その後でいいんだ。それが妥当なんだ。そういう対応でやってきたということによろしいんですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

結果として、こういう形になったというのは、深く反省してるところであります。経過の中で、やはり職員の処分というのは、本当に非常に重いものですので、やはりそれなりに検討する時間というのは必要でした。その中でやはり議会にどの時点でというのも考えないわけではなかったんですけども、議会に報告することによって、市の処分の内容に影響するというのも、それも問題なのかなということを考えておりました。

10月1日の処分を受けて、なるべくは早目に議会のほうへ報告したいという中で、16日ぐらいまではということを決めたところですけども、マスコミのほうは、どこでわかったのかわからないんですけども、その取材が処分発表後、すぐに出てしまって少し、少しというか順序がそこで逆転してしまったということで、その点についてはやはり今後見直しというのはするということで考えておりますので、今後このような形にならないように努めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

すみません、今、藤田副市長の答弁ですと、ちょっとつじつまが合わなくなってしまうんですね。それは10月1日付でホームページに掲載されてるわけでしょ。処分出してるわけでしょ。だから、マスコミが4日に取材しようが何しようが、全然自由なわけで、何も問題ないと思うんですよ。要は、1日に処分が下してることも議会には報告なかったと。むしろマスコミが取材してくださったおかげで議会のほうに報告があったということなんですよ。だから意味合いが全然違うんですよ、皆さんの捉え方と私たちの捉え方というのは。これで軽視する気はなかった、無視するつもりはなかったと言っても、それは理屈が通らないですよ。非常に私は恐ろしい現象だなと思っております。だから、織田副市長は、自分の判断ミスということでやめられました。でも処分下ったわけじゃないです。ただやめられました。本当は、検証作業してほしいんですよ。何でこんなことになったのかって。あなた方は反省して、次へ、次の対策へ、次の対策へと行きますけども、検証が足りないんですよ。権現荘のときもそうだと思いますよ。検証が足りないんですよ。だから、言葉悪いですけど、小手先で何とかやれば先へ送れるんじゃないかというのが、すごいにじみ出てきているんですね、皆さんの行動に。今回、最たるもんだと思いますよ。もうちょっと違う形で深く反省すべきじゃないですか。市民にもある程度、コメント出すべきじゃないですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

確かに保坂議員のお怒りというのはわかるわけですが、結果としてこういう形になった。実際、運用ルールとして、どういう場合に処分を下す前に報告するとか、処分決定後、どういう形で報告するかというのが非常に不明瞭だったということで、今回の件を反省して、そこら辺は今後しっかりしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私個人としては、なかなか納得できない答弁でありますけども、時間の関係もありますので、ここでやめますが。

あともう一つ気になる点がありまして、織田前副市長になりますが、今回のこの報告のことが、議会の信頼を失ったという表現をされてるんですね。私は正直言って意味がわからないんです。それなら過去に権現荘問題で、議会からのいろんな説明責任を果たしなさいと決議文いただいたほうが、むしろ重たいかなと思ってます。今回は、報告の判断ミスという、本人は言ってます。ただ、質問書が出されたから、正副議長から質問書が出されたらやめるのかという話なんです。その信頼を失ったってどういう解釈をしたらいいんですか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

その考え方については、前織田副市長の思いでありますので、その深いところはわかりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私も本当わかりません。そうしますと皆さん、正副議長から、不祥事があって質問書を出されたらやめるのかなと思っちゃうんですよね。この辺をどう解釈します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私は、やはりそれではないかと思うわけですが、ご本人は、自分ではそう言

ってるだけでございます、私はそう思っていないと思っております。要するに、しかしやめるという一身上の都合という形の中での考え方という捉え方でおるわけでございます、私といたしましては、やはりやめてほしくなかったというのが実情でございます。

しかし、本人の意志はかたいものでございますので、私といたしましては、受理をさせていただいたということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

では、記者会見のときの信用を失うというコメントは、あくまでも前織田副市長のコメントであるという、行政は何らそういう確認とか、どういう記者会見を行うとかというのは、もう関知しなかったということよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

関知するというようなことではなくて、ご本人の意思がもうはっきりそういう発言をされておるわけでございます、かかわるとか、かかわらないとかというところでは、時点ではなかったと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私の感覚からすると信頼関係というよりもやっぱり緊張関係が正しいかなと思っております。やっぱり行政と議会、緊張関係の中で、やっぱりやっていかなきゃいけないと思いますので、ちょっと今回の言葉はなかなかちょっと理解しにくかったなというふうに思っております。

続きまして、（3）権現荘の経営問題の検証についてであります。

帳簿や記録がない不正の判断ができないという監査委員の指摘があるんですけども、これについて、調査は限界でやめました。報告も一応出してもらってます。

ただ、公会計だから記録がないという、その理屈についてはやっぱりだめなんですよ、その理屈だと。やはり経営上は棚卸し等をしないと、やはりお金の動き、コストの把握、あと今後の対策が打てないわけですよ。だけど、いただいた資料の中では、何か定期的にそういう会議も行って、売り上げを見ながら判断したというふうになってます。やっぱりここはもうちょっとしっかり職員の仕事っぷりとして確認しなきゃいけないと思うんですよ。公会計だからいいんだなんていってたらだめですよ、やっぱり。しかもプロですからね。雇い入れ方が、市職員のただ延長上やありませんよ。赤字改善をするためのプロを雇ってるわけですから、会計の記録がないって通るわけがないんですよ。だから、そこの検証はきちんと行政として出さなきゃいけませんよ。そこいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

これまで権現荘の関係で、いろんな24項目にわたる調査内容等を踏まえまして、それぞれの時点、それぞれの場面場面で調査も行いましたし、現場に対してどういようなものが必要なのか。あるいは整っているのか、整っていないのかも含めながら、その都度、検証しながら進めております。

これまでの中で、物品出納簿ですとか棚卸し等についてご指摘をいただいているところですが、そのあたりについても検証を再度いたしまして、現場のほうで整えて営業の中で活用しているというふうなことで行っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

では、検証してるんですね。検証報告書みたなものもあるんですね。私、疑問に思ってるのは、平成24年、25年のときには棚卸ししてるんですね。だけど26年、27年やってないんですよ。そういった経緯も全部検証されてるんですね。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

検証については、報告書というふうな形でのものはまとめてございません。ただし、現場のほうでご指摘いただいた問題点等について、現場のほうに周知をいたしまして、そちらのほうを改善するというふうなことで進めさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

なぜ検証した後に議会に出さないんですか。委員会でちょうど調査してたでしょ。何で出さないんですか。言われなかったから出さなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

調査項目等の関係につきましては、これまでも委員会のほうで資料を出ささせていただきながら、その中で説明をさせていただいて、内容を確認していただいたというふうに理解してございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

それ違うんですよ。24項目の調査も19項目の調査も議会側からどうなってるんですかと調査依頼なんですよ。私が今言ってるのは、そういう調査を踏まえてどういう不備があったのか、どういふところがおかしかったのか、どういう支配人の指導があったのかというのを検証したのがあるかと聞いているんですよ。調査じゃないんですよ。調査が終わった後にどういった検証をしたかと聞いているんですよ。あるんなら委員会、委員会というか全議員に出してください。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

検証の内容の中で、例えば1年間にわたるレジロール等の存在がなかったというようなことも指摘されておりますけれども、そのあたりについても現場のほうで確認をしまして、発見されたというようなことで、そちらについても総務文教常任委員会のほうで報告させていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

簡単に言いますよ。お酒の受け払い簿とか、なぜつけなかったのかって検証しましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

受け払い簿、あるいは棚卸し等についての件でございますけれども、これまでの委員会の中でも前支配人のほうからも発言がございましたけども、棚卸しとか物品簿については、そこまでの意識が行かなかったというようなこととお話をいただいているところだと思っております。

したがいまして、そのあたりを含めまして現場のほうに周知を図っているというようなことで対応をさせていただいたというようなことでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今の答弁ですと、だから議会に提出してきた決算認定書であるとか、予算の算出根拠が全部でたらしめだったということになるんですけど、それでよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

議会のほうにお示ししましたこれまでの決算書等につきましては、公会計の中で確認した中で会計処理を行っておりますので、その中において金額について執行したもの、収入したものについて説明をさせていただいたというようなことで考えておりますので、その金額が間違っているというようなことではございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

でもやっぱり検証の報告出してください。単純に言いますね。単純に、食材料費が5,000万かかったとしますね。原価率、この原価率もすごくあやしいんですけども、例えば60%だと8,333万円の売り上げになります、単純に原価率掛ければ、5,000万の食材料費で一番数字がよかった47%かな、0.47で割ると1,638万円になりますよ。だから、大体5,000万円の食材料費で、原価率が60%と47%で、その差額が2,305万円も出るんですよ。こういうこともちゃんと検証しているのかということがすごく心配でして、だから、原価率のこの違いだけで2,000万の差額が出るんですよ。それをあなた方は棚卸ししたり、しなかったり、で、受け払い簿つけたり、つけなかったり、誰のお金ですか、これ。あなたたち固有のお金ですか。これもうちちょっと検証しなきゃいけないでしょ。調査はもういいですよ。あんまり中途半端な調査ばっかなら検証してくださいよ、ちゃんと数値的に。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

そのあたりについて部内の検証もしたんですけども、やはり棚卸しの資料ですとか物品出納簿の関係がやっぱりそろっていないと、やっぱり難しいところが正直ございました。それで、例えば物をどれぐらい買って、どれぐらい消費したというような形の中で、例えば棚卸しの中では、魚を1匹買った中で、その魚がどのような形でお客様に提供されたかというような形のものも含めて棚卸し等の資料の中で調べることができればいいんですけど、そのあたりがやっぱりご指摘のとおり不備であったというようなことで反省しておりますし、その棚卸しの資料等がやはり現状ではなかったことから、そのあたりについて詳しい調査までは検証できなかったというようなことでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから今、自分の答弁で言ったでしょ。公会計じゃあもう限界でだめなんですよ。もう一つは、棚卸しをやったり、やらなかったりっておかしいでしょ。検証しましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

棚卸しをやった年とやらなかった年というようなのはあるというふうに聞いております。

ただ、これは指摘をいただいた上での感想というようなことになろうかと思えますけれども、それまでに1年に1回の棚卸しをしておったというようなことで、これまでも報告をさせていただいておりますけれども、やはり毎月毎月の棚卸しをしっかりとすることによって経営の中身をきちんと把握しながら営業運営を努めていくべきであったなというふうに考えてございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから、24年、25年やっとして、26年、27年やらない理由がわからないと言ってるんですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

24、25につきましては、そのあたりやっておりましたけれども、26年、27年につきましては、リニューアルの関係が出てまいったことから、そちらのほうの関係でどうしてもなかなか手が回らなかったというふうに確認をしておりますが、そのような中であっても、きちんとそういうようなものをつくりながらやらなければならないというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

あなた方は、お給料をもらって何をやとるんですか、一体。しかもプロの人間を登用しておいて。もう今、市民の方、今の答弁聞いてて、本当にご商売されてる方から見たら、本当にながかりしてますよ。あなた方に税金預けられないと思ってると思いますよ。堂々めぐりになるんで、もうやめますけれども。それは絶対、検証結果の報告出してくださいね。お願いしますよ。中途半端に終わらせちゃいけませんよ。

次もう一点、②の平成29年7月の元支配人の自主返納の申し出と、平成29年4月と5月の市の子も弁護士に自主返納を相談したということが9月の総務文教常任委員会の予算認定のところで出てきました。この整合性、さっき答弁聞いてたんですが、私それでも理解できないです。もう4月、5月の時点で自主返納の相談を受けとって、何で議会に倒しては7月の自主返納の申し出があったという報告書になっとるんですか。これはどういうことでこんなずれが出てくるんですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

9月の決算審査のときでの話だと承知をしておりますけれども、自主弁済というようなことで使わせていただいております。自主弁済につきましては、損害賠償等も含めた中での想定というようなことで考えてございまして、返納ということではございませんで、9月のときは返納というふうなことで弁護士と相談はさせていただいておりますけれども、4月、5月については自主弁済、弁済ということで相談をさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

済みません。私やっぱり言葉の定義が勉強不足で自主弁済と自主返納の定義の違いと、その主たる目的とか違い教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

まず、4月、5月というのは、向こうからお金を返したいという申し出あつての相談ではなくて、3月での議会の対応の中で、やはり市として損害賠償の請求ができないか。もしくは、市ができないとして、相手方のほうから自主弁済の申し入れを受けて、そういう解決方法がとれるかということで弁護士相談のほうをしております。

弁済という言葉については、相手方の債務を弁済する、いわゆるなくすという行為になりますので、弁済を受けるということは、市として相手方に対して、相手方の行為の債務を市がそれを、ある意味認めるという形になりますし、今回、7月末に返納ということできましたのでは、今までもらっていた報酬の一部を迷惑料として返納したいということですので、弁済ということの意味というのは非常に重たいものですし、その弁済額が妥当かどうかということが今回の資料では判断できないですし、市として損害賠償請求するにしても賠償請求額の根拠、そういったものが全くないということで、それは無理であるということで顧問弁護士のほうから指導を受けております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

素朴に、何で委員会で説明しないんですか、それを。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市长。〔副市长 藤田年明君登壇〕

○副市长（藤田年明君）

委員会での説明は、前織田副市长が中心になってやったと思っていますので、どうして細かい部分までというのは、ちょっとわかりませんが、一貫していたのは、あくまでも4月、5月というのは、いわゆる権現荘問題での対応について、いろいろなことを弁護士に相談していたと言っていたと思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私、こういうことになるの嫌だったから、委員長の立場で何度も織田前副市长に確認したんですね。自主返納だと最後言い切ったもんだから、堂々めぐりになるで、それで委員会を閉じました。だから、藤田副市长はそんな状況を見てないからわからないと思いますが、明確に記録にも残りますし、だから、そういったことになる議会に対してやっぱりうそをついていたことになるんですね。7月の申し出があったということと、弁済であろうが返済であろうが、返納であろうが。そういう行為が話し合われていたことを黙ったわけですから。そこはやはり委員会に対して失礼だと思うんですね。その辺いかがですか。市長、お願いします、答弁。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市长。〔副市长 藤田年明君登壇〕

○副市长（藤田年明君）

お答えいたします。

4月、5月の弁護士相談については、今までも、いわゆる起訴・不起訴になったときに市としてどういう対応をすればよいかということで説明してきたというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから、まさにそのところを委員会で確認とったんですよ。何度もやりとりして、自主返納だと言われたもんだから、だから、藤田副市长は、多分現場にいないからわからないんですよ、そのことが。だから、報告受けているだろう市長に、その辺どうなんですかと、今、聞いているんです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私は、やはりお答えしておるとおりだと思っております。

ただ、今言ったように言葉が多少違う部分があるかもしれませんが、基本的には、今皆さんが答弁させて、職員が答弁したとおりであると思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

中途半端ですけど答えていただけないので、ここはもうこれで終わります。

次に、3番、動物愛護の取り組みについてにします。

この質問は、田中議員のほうからも平成28年6月、30年6月に質問されております。ちょっと細かいところを確認させてください。

（1）同行避難のところでございますが、同行避難について、市職員の認知度はどの程度のものがありますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

前回の田中議員の質問で、同行避難と同伴避難の違いというような話をされて、私自身もそのとき余り違いがわからないというような状況でした。当然ながら担当の環境系の職員については、その辺についてはしっかり認識していると思っておりますけども、同行避難という部分で市職員がどれだけの認知があるかと。全体の市職員ということになると、なかなか難しい、認知度としては低いんじゃないかというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

この質問の項目にも掲げてあるとおり、災害時のときにでございます。どの職員がどの避難所の担当をするかわかりませんが、その辺の周知の徹底が必要かと思うんですが、その辺の今後の取り組みはいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

基本的には、災害時のペットの対応ということで、当課の職員が当たるというのが基本となりますけれども、大規模災害等を考えると当課の職員が全ての避難所を担当できるわけでもございませんので、その辺については、また避難所担当の市民課のほうと調整しながら周知をしてみたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

県のほうからもガイドライン等が出てくるかと思うんですが、実際に避難所内における避難後の職員の対応するシミュレーションであるとか、あと今ほどお言葉にありましたとおり大規模災害時となると、正直言っててんやわんやになって、なかなか対応というのも本当のこと言うと難しいのかなというのもあるんですね。

ただ、場所と状況によっては避難している頭数、つまりペットの数の把握であるとか、先ほど狂犬病対策でそういったところの有無を確認するとあったんですけども、そういった知識であるとか、その辺のシミュレーションについての今後の取り組みについて、今現在どのようなことを考えておられますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

地域防災計画、県の地域防災計画でもそうなんですけれども、避難所のペットの対応というものについては、やはり県が中心となって動物救済本部というものをつくって対応しますということにはなっております。

ただ、それがどのような形でそれぞれの避難所で対応するという部分については、駅北大火とか水害のような避難所が少数のときについては、私ら職員についても経験がございますけれども、全市が被害を受けるような、地震災害の場合の対応という部分については、まだまだそこまでのシミュレーションというのは行っておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

できましたら、もう少しペットでありますけれども家族同然というふうな認識の方もたくさんおられますので、その辺も考えていただきたいと思います。

次に、野良猫の対応についてでありますけれども、野良猫の、こういう県が出してるチラシがございまして、市民周知をぜひしていただきたいのが、この行政の対応ということで赤字でちゃんと書いてあるんですね。動物愛護センターや保健所、市町村役場では、猫の捕獲はしておりませんと。

したがって、被害を受けてる方が、みずから追い払っていただくしか方法がありませんと。これが意外に多分伝わってないかと思うんですね。野良猫を、またいろんな支援がありまして、去勢だ

とか避妊とかの手術受ける場合も、地区の区長さん、野良猫が生息しているエリアの区長さんの承認を得てやるというルールになってるんですが、その辺も市民の周知もそうですが、各区長さんへの周知または講習等をしていかないとなれば人もかわってしまいますので、そういったところを徹底していただく意味で、こういう回覧だとか周知、あと区長さんへのレクチャー、そういったところを今後どのようにされるのか、ちょっと確認させてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

この件に関しましては、市に相談がある場合については、それぞれ何ですか助成制度の概要とかそのようなお話はさせていただいているのが現状です。どちらにしましてもペットの関係については、県が主体となる仕事でございますので、市といたしましても県のほうと協力しながら、今後どのように周知していくかも含め、県とまた相談しながら周知をしてまいりたいというふうに考えています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

かなり自治体によって、取り組みの温度差があるみたいなんですけども、私はもうちょっと糸魚川市もこのペットの対応については、もうちょっと丁寧にやっていただきたいくて、私の願望ですが、糸魚川市においても動物愛護条例なんかを制定して、周知だとか、あと定期的なレクチャーであるとか、あとやっぱり殺処分ゼロということも糸魚川市としてもぜひ取り組んでいただいて、飼っていただける方を紹介する場をつくったりだとか、そういったところをぜひ取り組んでいただきたいと思っておるので、これはぜひ検討していただきたいんですが、その辺いかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

先ほども申し上げましたように法的な動物愛護及び管理に関する法律という中では、ペットの関係については県の仕事ということになっております。ですから、基本的には住民の一番近い立場にある市町村、市といたしましては、当然、住民の皆さんと県をつないだり、また住民の皆さんへそのような情報提供をするという部分については、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えておりますけども、条例までつくって対応という部分については、現段階のところでは考えておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

すみません、ちょっと時間がなくなったので、ちょっと項目を変えます。

子供たちの生活向上については、(2)のスクールバスについてであります。

私がお聞きしているところによりますと、中学生が今現状のバスの混雑ぐあいから、今打ち出されている一般の方も同乗するような方向性に動いているところで、すごく不安の声があると聞いております。中学生においては、部活にもよって大きいかばんを担いで登下校されるみたいで、バスにおけるスペースというのも単純に人数だけで把握してほしくないという。やっぱりそういったところまで空間を考えた上で、混んでるのであれば、混んでるスクールバスについては、普通に一般の方を入れるとかそういうことではなくて、また別の対応をしていくとか、そういう考え方できちんと説明していただきたいんですが、今どうも何か誤解されているような、スクールバスが路線バスに変わるという感じの感覚で受けとめられてるみたいなので、スクールバスはスクールバスとして、私はニーズに合った形で運営しなきゃいけないと思う。

ただ、スクールバスにあきが出る分には、またその一般の方を同乗できるような工夫はできないかという感覚でいるんですけども、その辺がどのように市民に伝わっているのかちょっと心配なんですけど、その辺ちょっと確認させてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

公共交通網形成計画の中にも公共的交通、いわゆるスクールバスと路線バスが並行して、同じような時間帯に同じようなルートを走っておる。こういう弊害をうたっております。今回、スクールバスの路線バス化というのは、ある意味それを目指しております。当然、公共交通網形成計画の中では、車の運転できないお子様ですとかお年寄りのために、朝・夕の時間帯については登下校ということに念頭を置いたダイヤ設定をしようというふうに考えておりますし、時期によっては、部活によっては時間が変わるということで、そういうダイヤについても子供の都合に合わせやすいような柔軟なダイヤ編成というのをやる中で、なるべくそういう効率化というところも考えまして、スクールバスと路線バスの統合、スクールバスを路線バス化するということを今度の春から実現しようというものでございまして、それらに関しましては、担当する子供のほうの部署とともに各中学校、各小学校等に出向きまして、説明をいたしまして、おおむね各地域で合意をいただいております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

わかりました。私自身の認識が違ったというのが今わかりました。

ただ、今現在、スクールバスの乗車状況でいっぱいになっている中で、それをいまずぐやるというのは、それはちょっと逆におかしな考え方だと思うんですよね。将来的にそうしていくというの

はわかるんですよ。子供の人数が減るなり、空間があくなりということはわかるんですよ。今いっぱいいっぱいになってるところに、もしそれを導入すると、それは子供たちは皆、不安に思いますわ。それはちょっと慎重にやっていただきたいんですけど、その辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

先ほど保坂議員の部活に関して荷物もたくさんあるので、人数だけで考慮すべきではないというご提言をいただきまして、その辺は早急に検討をしなければいけないというふうに今考えております。検証をしなければいけないというふうに考えておりますが、少なくとも人数だけで考えた場合に、当然、系統は今までのスクールバスの系統というのを生かしますので、そこに同じぐらいの人数の一般の方が乗っていただければ、それはそれでバスの台数を追加したり、ありがたい話ではあるんですけど今のところは系統も時間帯も同じようなことでスクールバスを路線化すると。そこに路線化ですので、一般の方も乗ろうと思えば乗れるという状況ですので、その辺の検証は必要ですけど、余りその辺の心配ということに関しましては、少ないのではないかなというふうに今考えているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

細かいことを聞いて悪いんですけど、子供たちの登下校のときに立ち会ったりとか、その辺のチェックというのはされてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

朝、特に帰りは部活の子ですとかばらばらですので、朝の時間帯に対して学校で出迎えて混雑の状況というのを確認しとるということは、今のところやったことがございません。

ただ、学校のほうに意見を聞いたりですとか、当然、特に西海のほうから来るバスは、もう冬期間寒くなってくると中の人の息でガラスが真っ白けになって、中が丸っきり見えなくなってくりゃ、いっぱい乗ってるんだなという状況は把握しておりますけど、その状態を極端に悪くするものではないというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

その一言が非常に大事かと思えます。導入するに当たっても、導入するのは方向性は私もわかりますけども。やはりトライアル期間みたいな形で少しちょっと調整期間もあるんだということも言

いながら、やっていただきたいんですね。やっぱり実際、その立場になってみないとわからないことたくさんあるかと思うので、今、素直にというか正直に調査してないということだったんで、ぜひそういったこの声もきちんと、子供たちの声もきちんと聞いた中での導入をしていただきたいんですが、その辺お願いしてもよろしいでしょうかね。大丈夫ですかね、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

これまでは、学校に出向いて先生に直接聞き取りをするという状況だったんですけど、例えばこれから子供はどういうふうに行ったりしますでしょうかということや学校の先生を通じて聞いたりですとか、逆に運行を今担っておる糸魚川バスの運転手が見た混雑の状況とか、その辺に関しても私どもで聞き取りをした上で検証していく必要があるというふう到现在感じております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

やっぱり百聞は一見にしかずだと思いますので、できましたら腕章か何かつけて現場を見ていただきたいなと思います。

それからちょっとこれもなかなか現状を見ていただきたいんですけど、例えば根知の関係でのスクールバスでの時間帯ですね。やはり最初に乗る子の時間帯がやっぱりかなり早いと思うんですね。うまくスクールバスと路線バスのうまい融合ができれば、根知から来る子は大野とかを飛ばして直通で糸魚川中学校へ行って、病院へ行くみたいな、何かそういうこともちょっと検討してもらいたいなど。大人たちの都合、人口減少の都合で統合されてきてるわけですから、やはり距離的にはかなり遠いし、朝も早いということを考えると、そういった工夫も今回の計画の中で少しできるんじゃないかというふうに考えておりますので、その辺の検討をぜひしていただきたいんですが、その辺いかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

特に根知線の関係につきましては、昨年度ずっと地元と意見交換をしてきました。その中で、根知線は当初、根知川を挟んで東回り、西回りというものがあった、それが便数は少ないものの、なおかつ、自分の行きたいほうに行けるバスかどうか分からないという非常に複雑なダイヤという悩みといいますか意見をいただきまして、地元と協議して、東回り、西回りという考え方ではなくて、一筆書きというダイヤに設定をするということにしました。

ただ、一筆書きになってしまうとどうしても効率性というところでは、便数がふえるという面では利便性は上がりますけど、時間を要してしまうという不効率性というのは、新たに生まれてくる

ところでございますけど、それらに関しても今後、お子さん、特に起点に近いほうが早く、学校の時間に合わせますので、出発時間、起点に近ければ近いほどどうしても早まってしまうという傾向はあるんですけど、これに関しては、地元のふだんのバス使いをする方の意見も踏まえたダイヤ設定の結果であるというふうにご理解いただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

いろいろ統合とかいろんな経過がある中でのスクールバスでございます。ただ今回は、逆に言えばトータルで見るといい機会なものですから、そういった子供たちの生活の向上のために少し工夫をいただければなということ提言させていただきました。いろいろ課題はあるかと思いますが、子供たちにとっていい形になるように、ぜひお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、保坂議員の質問が終わりました。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さんでした。

〈午後4時11分 延会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員